

令和6年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年2月22日から令和6年3月6日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和6年2月22日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、渡部正司君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日2月22日から3月6日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、2月22日から3月6日までの14日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告2件を提出いたします。

議長報告第1号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第2号「諸般の報告（第1号）について」の2件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

◎議長（水野孝一君）

日程第4、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によるものしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。選挙管理委員会委員につきましては、石田晴彦君、小野稔君、小林好次君、佐藤浩君、同じく補充員につきましては、第1位、若林勝治君、第2位、青木睦昭君、第3位、小林順一君、第4位、石見勝則君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方々は、それぞれ当選になることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、石田晴彦君、小野稔君、小林好次君、佐藤浩君が選挙管理委員会委員に当選されました。また、若林勝治君、青木睦昭君、小林順一君、石見勝則君が同補充員に当選されました。

◎町長施政方針について

◎議長(水野孝一君)

日程第5、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

本年は、町の将来像を実現するための目指すべき方向性を定める「第六次会津坂下町振興計画後期基本計画」を策定する年であります。10年後、20年後の会津坂下町の将来像である「やっぱり“ばんげ”がいい！住み続けたい、やりたい事があふれるまち」を実現するため、前期計画期間で実施してきた施策の成果や事業の評価を踏まえるとともに、各事業の関連団体やあらゆる世代の町民の皆様からのご意見を頂戴しながら、これまでのまちづくりに関する施策をより進展させてまいります。

また、地域づくり計画につきましても、各地域づくり協議会が主体となり、地域住民の皆様からご意見等をいただきながら計画を策定してまいります。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、戸籍法の改正により本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付が令和6年3月1日より施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことにより、町で定める戸籍手数料について改正を行うものです。

次に、「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」及び「会津坂下町空き家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例」の制定につきましては、空き家除却後も空き家除却前の固定資産税となるよう特例措置を行い、空き家の除却を促進するものです。

次に、「会津坂下町一時保育に関する条例」の制定につきましては、家庭で育児をしている保護者が、傷病等の突発的な事情により、一時的に家庭での育児が困難となった場合に、ばんげ保育所において一時保育を実施し、子育てを支援するものであります。

次に、「会津坂下町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の趣旨に沿って勤勉手当を適切に支給する必要があるとの福島県人事委員会の勧告に準拠し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものです。

次に、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福島県非常勤監査委員日額報酬を基準とし、監査委員の報酬を改正するものであります。

次に、「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、第9期会津坂下町高齢者福祉・介護保険事業計画策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるためのものです。

次に、「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」及び「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別表に定められた占用料の額が変更されたことに伴い改正するものです。

次に、「会津坂下町気多宮街なみ交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」及び「財産の無償譲渡」につきましては、会津坂下町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき条例を廃止し、立地する気多宮区へ無償譲渡するものです。

次に、令和6年度一般会計予算及び各特別会計予算について申し上げます。

初めに、令和6年度一般会計当初予算について申し上げます。

予算総額は76億9,000万円で、前年度当初予算と比較して8,000万円の増といたしました。

コロナ禍により停滞していた社会活動が再開されつつも、物価高騰が依然続いている中で、住民のニーズに的確に応え、地域活性化を図るとともに、第六次会津坂下町振興計画基本構想に掲げる「やっぱり“ばんげ”がいい！」と思えるまちづくりを推進するため、実施計画に基づく各事業に取り組んでいくための予算編成としております。

歳入の主なものは、町税が15億8,563万9,000円と、前年度当初予算と比較し増額で計上しております。

地方交付税は30億2,672万5,000円であり、普通交付税においては公債費の算定が大幅な減となるため、前年度当初予算から3,497万5,000円の減と見込みました。町債は、前年度当初予算と比較し1,165万3,000円減の2億1,329万7,000円を計上いたしました。臨時財政対策債が大きく減額となっている要因は、普通交付税の原資となる国税の増収が見込まれるなど、臨時財政対策債の発行額が大幅に抑制されることによるものです。

次に、歳出におきましては、実施計画で「重点的に進めること」にお示しした事業を中心に、子育て・教育、健康づくり、福祉の充実、農業・商工業の振興のための予算としております。

特に最重点事業に位置づけております過疎対策事業は、新たに「空き家改修等支援事業補助金」及び「空家等除却支援事業補助金」を整備し、移住者の住まいの確保や町内に400件以上ある空き家の解消を図ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は18億8,786万6,000円で、前年度当初予算と比較して6,047万7,000円の増といたしました。

歳入の主なものは、保険税の2億9,162万6,000円、県支出金13億9,533万7,000円で、歳入総額の89.4%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費13億5,739万1,000円で、歳出総額の71.9%を占めております。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納付する費用として3億8,509万円を計上いたしました。

なお、6月の国保税本算定の際には、県の本算定における国民健康保険事業費納付金

及び標準保険税率を考慮し、歳入歳出全般にわたり再度計算を行い、必要に応じた税率の見直し及び補正予算を提案する考えであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は23億9,962万円で、前年度当初予算と比較して4,117万1,000円の増といたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金が6億822万4,000円で歳入総額の25.3%を占めており、国庫支出金5億6,301万円、県支出金3億4,313万1,000円は、それぞれ負担割合により計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費22億21万4,000円で、歳出総額の91.7%を占めております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は2億2,234万2,000円といたしました。

歳入の主なものは、保険料が1億5,747万1,000円、一般会計からの繰入金6,411万4,000円であります。

歳出の主なものは、広域連合への納付金2億1,413万1,000円で、歳出総額の96.3%を占めております。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は1億9,849万5,000円で、前年度予算と比較して2,695万1,000円の減といたしました。

歳入の主なものは、国庫補助金、一般会計繰入金及び保留地処分金を計上いたしました。

歳出の主なものは、建物調査、区画道路築造工事及び仮換地造成工事と建物移転等の補償費を計上いたしました。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額4億9,921万4,000円に対し、支出総額4億7,558万6,000円となり、税抜当期純利益を780万4,000円と見込んだところであります。

収入の主なものは、営業収益の水道使用料並びに営業外収益の他会計補助金であります。

支出の主なものは、営業費用の受水費及び施設管理委託料、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額1億6,678万9,000円に対し、支出総額2億6,392万2,000円となり、不足額9,713万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金などにより補填したいというものであります。

収入の主なものは企業債であり、支出の主なものは、漏水解析調査等業務委託、水道事業100周年記念事業として、ばんげひがし公園内に設置を予定しているミストポール設置工事、ミストファン購入費、管路デザインビルド整備事業に係る負担金並びに企業

償還金であります。

今後も、有収率の向上と経費の節減及び事務の合理化等により、経営の効率化を進めてまいります。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額 5 億 4,139 万円に対し、支出総額 5 億 1,014 万 7,000 円となり、税抜当期純利益を 1,339 万 4,000 円と見込んだところであります。

収入の主なものは、営業収益の下水道使用料及び受託工事収益並びに営業外収益の他会計補助金であります。

支出の主なものは、営業費用の浄化センター維持管理業務委託費及び管路デザインビルド整備事業工事請負費、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額 4 億 2,755 万 7,000 円に対し、支出総額 5 億 5,450 万 5,000 円となり、不足額 1 億 2,694 万 8,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等により補填したいというものであります。

収入の主なものは、企業債及び補助金であり、支出の主なものは、県道会津坂下会津高田線管路デザインビルド整備事業及び坂下西、坂下東、坂下中央処理区における管渠埋設工事請負費並びに企業債償還金であります。

今後も、下水道整備区域拡大のため、工事の早期発注、維持管理費の縮減並びに経営の効率化を進めてまいります。

なお、会期中に令和 5 年度一般会計及び特別会計の補正予算などを追加提案する準備をいたしております。

次に、令和 6 年度の主な施策と事業について申し上げます。

初めに、町の最重点施策であります過疎対策について申し上げます。

次の時代を担う若い人や子育て世代が活躍し、10年後、20年後も町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまちづくりを推進するため、令和 6 年度実施計画においても過疎対策を最重点事業と位置づけ、「交流人口対策」「関係人口対策」「定住人口対策」「少子化対策」の四つの人口対策に取り組んでまいります。

中でも住宅取得支援事業や空き家改修等支援事業により町への定住を支援するとともに、町の特産品や観光資源を活用し、町外から本町へ訪れる人と町民が交流できるイベント企画、また、大学生や地域おこし協力隊の積極的な活用による地域活性化など様々な施策を打ち出しながら、町外からの移住・定住を促進してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の被保険者は、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行や、被用者保険の適用拡大などにより年々減少しておりますが、1人当たりの医療費は、医療技術の高度化やコロナ禍の受診控えの反動などにより増加傾向にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い公費負担が終了することや、高額な医薬品の保険適用拡大など、医療費に及ぼす影響について先が見通せない状況となっ

ております。今後の国民健康保険運営にどう影響してくるのか予断を許さない状況であります。国・県等と連携しながら、適正かつ効率的な運営を図ってまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

このたび、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする第9期会津坂下町高齢者福祉・介護保険事業計画を策定いたしました。第9期計画では、みんなで地域を支え、いきいきと地域で暮らしていける「共生」の観点を加え、「みんながつながる、みんなで支える共生社会と生きがいのある、いきいき健康長寿社会の実現」を基本理念といたしました。

今後は計画に基づき、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりや、介護予防・健康づくりを推進し、介護給付の適正化を図ってまいります。

また、町の高齢化率は毎年上昇しておりますが、介護保険制度の持続性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁整備事業につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、開津橋ほか16橋の道路橋梁定期点検、袋原大橋橋梁補修設計及び公園通り線測量設計を令和6年度内完了に向けて進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて、建物調査算定業務6戸6棟、移転補償3戸3棟を令和6年度内完了に向けて進めてまいります。

次に、町営住宅改修事業につきましては、町営住宅の長寿命化対策として、古町川尻団地6から8号棟の受水槽設置工事を令和6年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線の老朽管更新のため、管路デザインビルド整備事業による配水管布設替え工事を進めてまいります。

工事以外では、水道事業100周年という大きな節目に当たり、水道事業の1世紀の歩み、軌跡を振り返りながら、さらなる100年に向けて、次世代に安全で安心な水道事業を継承し、引き続き町民の皆様から信頼される水道事業を目指していく契機とするため、会津坂下町水道事業100周年記念式典を実施する予定であります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道整備面積拡大のため、県道会津坂下会津高田線管路デザインビルド整備事業及び坂下中央処理区において約390メートル、坂下西処理区において約220メートル、坂下東処理区において約100メートルの管渠埋設工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な課題として全国的に顕在化する中、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、これまで策定が任意であった人・農地プランが、町に策定義務のある地域計画として法定化されました。

地域計画は、各行政区との話し合いに基づき、現状や課題を踏まえながら目指すべき将

来の農地利用の姿を明確化し、実現させていくための方針を定めるとともに、農地一筆ごとの10年後の耕作者を示した目標地図を作成するものであります。

本町においては、令和6年度末までに坂下地区を除く全行政区での策定を目指し、令和5年9月には、行政区長及び多面的機能支払交付金事業活動組織の代表者を対象とした説明会を開催するとともに、全農業者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

さらに、令和6年1月22日からは、坂下地区を除く65行政区で農業者向けの説明会を開催したところであり、5月下旬からは、行政区ごとに本格的な話し合いを実施してまいります。

この話し合いにより、各行政区の農業の現状や課題、将来の目指すべき姿やその実現に向け必要となる取組等を把握し、いただいた意見や要望等を地域計画に反映させてまいります。

策定した地域計画を基に、各行政区はもとより農業委員会やJA、土地改良区との情報共有と連携強化を図りながら一体となって取組を進め、本町農業の持続、発展、さらには農業、農地が持つ多面的機能の維持、発揮につなげてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

物価高騰に対応した町独自の支援策であるばんげ応援商品券につきましては、令和5年12月末で終了し、約97.6%の換金率となっております。

また、「価格高騰対策支援金事業」及び「燃料費高騰に係る運送業者等支援事業」につきましては、1月23日より受付を開始しております。対象となる事業者へ早急に支援が行き届くよう引き続き周知に努めてまいります。

次に、市街地活性化の取組につきましては、2月6日に福島大学の学生による商店街空き店舗調査などの結果報告会を開催いたしました。中心商店街の状況を見える化したデータや学生からの提言等を第六次振興計画後期基本計画策定に生かしてまいります。

次に、観光関係につきましては、1月14日に恒例の坂下初市を開催いたしました。本年は、福豆俵まきなどコロナ禍以前の形で実施したこともあり、近年まれに見る多くの方がお越しになってくださり、新年のスタートにふさわしい盛大な初市となりました。

今後も、ポストコロナ時代における経済活動や人の流れの変化に対応し、積極的に商工業・観光物産の振興につながる事業を推進してまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、様々な世代や団体からの意見をより多く集約し、新庁舎にどんな機能が必要かを検討し、令和6年度中の新庁舎建設基本構想・基本計画の策定を目指してまいります。

具体的には、各地区の高齢者サロンや、商工観光業団体、農業団体、障がい者団体、婦人会などを訪問し、ご意見を伺い、様々な世代や各種団体の皆様がどのような新庁舎を求めているのかについて意見集約を行い、より多くの町民が求める機能を備えた新庁舎の構想をつくってまいります。

また、町民が求める機能を備えるのに適した建設場所や、庁舎の規模、構造などを満

たした新庁舎とするために、コンストラクション・マネジメント業務による専門的な視点を導入し、新庁舎の基本構想・基本計画案を策定し、町民の皆様にお示ししてまいります。

新庁舎の姿に関しましても、より多くの意見を集約し、議論を重ねることにより、町民の皆様が求めるものとなると考えております。

次に、教育行政について申し上げます。

中学校の部活動の地域移行につきましては、一部の種目で休日の練習が開始されました。引き続き中学校や関係団体・指導者等と調整を進め、活動種目を増やしていくとともに、今後の支援体制整備を図ってまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

4月に設置を予定しておりますこども家庭センターにつきましては、児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への相談支援機能を有する機関として、新たに保健師を配置し、切れ目のない一体的な支援体制を構築し、子育て支援の充実・強化を図ってまいります。

今後、国の子育て施策も、少子化傾向の反転を目指すべく集中的な取組が予想されるため、国の動向を注視しながら町の実情に合わせた子育て支援を行い、親が子育てに喜びを感じられ、子供が心身ともに健やかに育つ町を目指してまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第2号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。

私からは、議案第2号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部改正により、本籍地以外での戸籍謄本等の交付が可能となる広域交付等が令和6年3月1日より施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、町で定める戸籍手数料について改正をするもの

であります。

詳細については、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

1 ページをご覧ください。

別表の改正となります。

区分、種類、金額に分かれておりますが、まず区分中、「戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで」の次に「（これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改めるものであります。

次に種類中の、ちょっと見づらいですが、第1段目「戸籍個人事項証明書」の次に「若しくは戸籍一部事項証明書」を加え、同じく2段目になりますが、「除籍個人事項証明書」の次に「若しくは除籍一部事項証明書」を加え、3段目になります、種類中「又は戸籍の一部事項証明書」を削除し、隣の金額中「1件につき」の前に「証明事項」を加え、同じく4段目になりますが、種類中「又は除籍の一部事項証明書」を削除し、金額中「1件につき」の前に「証明事項」を加え、5段目になります、種類中「証明書交付手数料」の次に「又は届書等情報内容証明書の交付手数料」を加え、飛んで7段目になります、種類中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、隣の金額中「種類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、8段目になります、下から2段目になります、新規として「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）」を加え、金額中「1件につき400円」を加えます。

同じく新規として、一番下でございますが、9段目、2ページにまたがります。「除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）」を加え、金額中「1件につき700円」を加えます。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、第1項は施行期日であり、この条例は令和6年3月1日から施行したいとするものであります。

第2項は、経過措置であり、改正後の会津坂下町手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請または請求を受理するものに係る手数料から適用し、同日前までに申請または請求を受理したものに係る手数料については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第2号「会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号から議案第19号の一括上程

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」から議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの17件を一括議題といたします。
一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第3号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例
議案第4号 会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例
議案第5号 会津坂下町一時保育に関する条例
議案第6号 会津坂下町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部

を改正する条例

- 議案第 8 号 会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 会津坂下町気多宮街なみ交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第12号 財産の無償譲渡について
- 議案第13号 令和 6 年度会津坂下町一般会計予算
- 議案第14号 令和 6 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 令和 6 年度会津坂下町介護保険特別会計予算
- 議案第16号 令和 6 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第17号 令和 6 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第18号 令和 6 年度会津坂下町水道事業会計予算
- 議案第19号 令和 6 年度会津坂下町下水道事業会計予算

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第 3 号及び議案第 4 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めましておはようございます。

議案第 3 号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、本定例会に上程しております議案第 4 号「会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例」を制定するに当たり、特別に減免する事由があるものに対応できるよう、関係条例であります会津坂下町税条例の一部を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、別紙「参考資料」の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第71条（固定資産税の減免）第 1 項第 3 号の次に、第 4 号として「各号のいずれかに該当するもののほか、特別に事由があるもの」を加えるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日か

ら施行したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号「会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、令和5年3月の第2期会津坂下町空家等対策計画の改定に伴い、本定例会に上程しております議案第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」の規定に基づき、空家除却後の固定資産税に対する特例措置について必要な事項を定めるものであります。

それでは、議案書によりご説明申し上げます。

第1条は（趣旨）であります。

「この条例は、空家等の除却を促進し、町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、会津坂下町税条例（昭和30年会津坂下町条例第8号）第71条第1項第4号の規定に基づき、空家等の除却後の土地に対する固定資産税に対する特例措置（以下「特例措置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。」というものであります。

第2条は（定義）であります。

「この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項に規定する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用が1年以上されていないものをいう。」とするものであります。

第3条は（特例措置対象土地）であります。

「特例措置の対象となる土地は、空家等の敷地の用に供されていた土地であつて、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けていた土地（特措法第13条第2項及び特措法第22条第2項の規定による勧告を受けて住宅用地特例が解除された土地を含む。以下「特例措置対象土地」という。）であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。」というものであります。

第1号は、「空家等を除却後、住宅用地特例の適用から外れるもの」。

第2号は、「工作物等が存在せず更地であるもの」。

第3号は、「営利目的で使用していないもの」であります。

第4条は（特例措置対象者）であります。

「特例措置の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。」というものであります。

第1号は、「特例措置対象土地の登記事項証明書、固定資産台帳若しくは固定資産納税通知書に所有者として登録されている者又はその相続人等」。

第2号は、「町税その他使用料等を滞納していない者」。

第3号は、「会津坂下町暴力団排除条例（平成24年会津坂下町条例第2号）に規定す

る暴力団又は暴力団員等でない者」であります。

第5条は（特例措置額）であります。

「特例措置により控除の対象となる額は、特例措置対象土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。」というものであります。

第6条は（特例措置期間）であります。

第1項は、「特例措置の期間は、空家等を除却した日の翌年1月1日から3年間とする」。

第2項は、「地域コミュニティ活性化の用に供される場合は、10年間とする。」というものであります。

第7条は（事前協議）であります。

第1項は、「特例措置を受けようとする者（以下「特例措置申請者」という。）は、空家等の除却前に事前協議の申請をしなければならない」。

第2項は、「町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容について協議を行い、特例措置申請者に通知する。」というものであります。

第8条は（特例措置申請）であります。

第1項は、「特例措置申請者は、前条第2項の規定による決定通知を受け、空家等の除却後に特例措置の申請をすることができる」。

第2項は、「町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、特例措置申請者に通知する。」というものであります。

第9条は（特例措置期間の終了）であります。

第1項は、「第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた期日の属する年をもって、特例措置の期間を終了する」。

第1号は、「特例措置対象土地が、新たに住宅用地特例の適用を受けた場合」。

第2号は、「売買等（相続によるものを除く。）の理由により、特例措置対象土地の所有者が変更された場合」。

第3号は、「特例措置対象土地に新たに建築物等が建築された場合又は他の用途に変更された場合」。

第4号は、「第3条各号及び第4条各号に定める特例措置の対象に該当しないことが判明した場合」。

第5号は、「特例措置対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に一定期間悪影響を与えた場合」であります。

第2項は、「特例措置申請者は、前項各号のいずれかに該当した場合には、自ら申し出なければならない」。

第3項は、「町長は、第1項の規定に該当することが確認された場合は、特例措置申請者に通知する。」というものであります。

第10条は（その他）であります。

「この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」

とするものであります。

附則としまして、「この条例は令和6年4月1日から施行する。」というものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第5号について説明願います。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議案第5号「会津坂下町一時保育に関する条例」についてご説明いたします。

この条例は、子供を保育施設に預けずに家庭で育児している方や出産などのため里帰りしている方が、突発的な事情などにより家庭での育児が困難となった場合に、一時的に子供をばいばい保育所に預けられるようにすることで、育児への不安の軽減や子育て支援の拡充を図るため、必要な事項を規定しようとするものです。

第1条は、目的であり、一時的な保育を実施することにより、子育てを支援し、児童福祉の増進を図りたいというものです。

第2条は、実施場所であり、ばいばい保育所で実施いたします。

第3条は、対象児童であり、通常ばいばい保育所に入所できる月齢が0歳児から2歳児とし、そのうち、第1号は、町内に在住している保育施設に入所していない児童を、第2号は、町外に在住で、出産などのため本町に里帰りしている保護者と同行してきた児童を指しています。

第4条及び第5条は、これを利用する際の手続についてであり、第4条では、児童の心身の状態や利用時間等を確認した上で受入れ体制を整えるため、原則的にあらかじめ申請していただき、第5条では、利用の可否を決定し通知することとするものです。

第6条は、料金で、1日の利用時間が4時間以下の場合は750円、4時間を超える場合は1,500円といたします。

第7条は、災害その他特別の事由が生じた場合は、料金を減免できることとするものです。

第8条は、利用の停止又は取り消しについてであり、利用対象でなくなったとき、傷病その他の理由により不適当となったとき、保育所の指示に従わないとき、利用の目的や例規に違反があったとき、施設の利用ができなくなったとき、その他町長が特に必要があると認めたときは、利用の停止または取消しができるとするものです。

第9条は、具体的な手続や様式その他詳細な事項については、規則に委任し規定するというものです。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行したいとするものです。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第6号及び議案第7号について説明願います。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めまして、おはようございます。

まず、私からは、議案第6号「会津坂下町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方自治法の趣旨及び福島県人事委員会の勧告に基づく福島県の対応に準拠し、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給したいというものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項中の「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加えるものであります。

また、第10条第1項中に「及び次条第1項」を加え、同条の次に「（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）第10条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日）以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。」。第2項「前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。」を加えるものであります。

裏面2ページをご覧ください。

第25条の次に「（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）第25条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。」、2「前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。」を加えるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行したいというものであります。

続きまして、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

今回の改正は、平成29年度以降改定を行っていない町監査委員の報酬を改正したいというものであります。

改定に当たりましては、福島県の非常勤の監査委員日額報酬等を参考といたしました。詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

1 ページ中ほどの監査委員（識見を有する者）の年額「225,200円」を「255,000円」に、同委員（議会選出）の年額「190,200円」を「216,000円」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行したいというものであります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前10時59分）

再開を11時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時10分）

続いて、議案第8号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第8号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この改正は、介護保険法に基づく第9期会津坂下町高齢者福祉・介護保険事業計画策定に伴う介護保険料及び保険料段階の改正であります。

それでは、詳細を新旧対照表によりご説明いたします。会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例、参考資料新旧対照表をご覧ください。

対照表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線箇所が改正箇所であります。

初めに、第3条保険料率についてであります。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「41,100円」を「37,401円」に改め、同項第2号中「61,650円」を「56,307円」に改め、同項第3号中「61,650円」を「56,718円」に改め、同項の次に、第10号として「政令第38条第1項第10号に掲げる者156,180円」、第11号として「政令第38条第1項第11号に掲げる者172,620円」、第12

号として「政令第38条第1項第12号に掲げる者 189,060円」、第13号として「政令第38条第1項第13号に掲げる者 197,280円」を追加し、同条第2項を「前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,427円とする。」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度の各年度」に、「24,660円」を「23,427円」に、「41,100円」を「39,867円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度の各年度」に、「24,660円」を「23,427円」に、「57,540円」を「56,307円」に改めます。

2ページになります。

次に、第5条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「政令第38条第1項第1号から第8号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改めます。

議案にお戻りください。

附則として、第1条は、施行期日であり、この条例は、令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

第2条は、経過措置であり、改正後の第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第9号から議案第12号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第9号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正による占用料の額の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙「参考資料」の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

1ページをご覧ください。

別表（第2条関係）中、法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、「第1種電柱」の占用料「420円」を「480円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるもの

であります。

なお、「共架電線その他上空に設ける線類」に係る占用料については、改正はございません。

次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件のうち、「外径が0.07メートル未満のもの」の占用料「16円」を「18円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

2ページをご覧ください。

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設については、「760円」を「850円」に、同条同項第5号に掲げる施設のうち、「上空に設ける通路」については「480円」を「430円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

次に、同条同項第6号に掲げる施設のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」については、「10円」を「9円」に、「その他のもの」については、「96円」を「87円」に改めるものであります。

次に、道路法施行令第7条第1号に掲げる物件で、「看板」のうち「一時的に設けるもの」については「96円」を「87円」に改め、以下の物件についても、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

3ページをご覧ください。

「政令第7条第2号に掲げる工作物」については、「760円」を「850円」に改めるものであります。

次に、「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」については、「96円」を「87円」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、3ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行したいというものであります。

次に、議案第10号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正による使用料の額の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙「参考資料」の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

1ページをご覧ください。

別表（第10条関係）中、「電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、広告塔、街灯その他これらに類するもの」のうち、「第1種電柱」の使用料「420円」を「480円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

なお、「共架電線その他上空に設ける線類」に係る使用料については、改正はございません。

次に、「水管、ガス管その他これらに類するもの」のうち、「外径が0.07メートル未満のもの」の使用料「16円」を「18円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

2ページをお開きください。

「橋りょう、栈橋又は通路敷地」に係る使用料については、改正はございません。

次に、「露店、商品置場その他これらに類するもの」のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」に係る使用料「10円」を「9円」に、「その他のもの」に係る使用料「96円」を「87円」に改めるものであります。

次に、「看板、標識、旗ざお、幕その他これらに類するもの」のうち、「看板」を「一時的に設けるもの」に係る使用料「96円」を「87円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

3ページをご覧ください。

「太陽光発電設備及び風力発電設備」に係る使用料については、改正はございません。

次に、「工事用施設及び工事用材料、仮設建築物」に係る使用料「96円」を「87円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

なお、「産出物の採取」に係る使用料については、改正はございません。

議案本文に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行したいというものであります。

次に、議案第11号「会津坂下町気多宮街なみ交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の条例廃止でございますが、気多宮地内に町が所有する会津坂下町気多宮街なみ交流センターを、会津坂下町公共施設等総合管理計画における町有財産の適正化方針により、集会所に類似する町有財産を立地する気多宮区へ譲渡するため、会津坂下町気多宮街なみ交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

なお、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行したいとするものであります。

次に、議案第12号「財産の無償譲渡」について、ご説明申し上げます。

議案第11号で廃止したいとしております会津坂下町気多宮街なみ交流センターを気多宮区に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

譲渡する財産につきましては、建物及び土地でありまして、建物の名称は「会津坂下町気多宮街なみ交流センター」、所在は会津坂下町大字気多宮字宮ノ内13番地3、構造は木造2階建土蔵造、延床面積は、1階が83.96平方メートル、2階が76.97平方メートル、合計で160.93平方メートルであります。

土地の所在は、会津坂下町大字気多宮字宮ノ内13番地3、地目は宅地で、地積は274.58平方メートルであります。

譲渡の相手方は、会津坂下町大字気多宮字宮ノ内64番地、気多宮区会・区長・平野道雄であります。

無償譲渡の条件であります、「譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、歴史的街並みの保全に努めるとともに、住民の福祉の増進を図るため、地域の自主的な活動の用に供するものとする。」を無償譲渡の条件としたいとするものであります。

無償譲渡の時期については、令和6年4月1日とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第13号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

私からは、議案第13号「令和6年度会津坂下町一般会計予算」について、ご説明を申し上げます。

令和6年度会津坂下町一般会計予算は、次に定めるところによるものです。

第1条歳入歳出予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ76億9,000万円と定めるところのものです。

第2項は、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものです。

第3条一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定めるところのものです。

第4条歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用について定めるところのものです。

初めに、令和6年度の当初予算編成に当たっては、コロナ禍からの社会活動が再開されつつも物価高騰が依然続いている中で、住民のニーズに的確に応え、地域活性化を図るとともに、第六代会津坂下町振興計画基本構想に掲げる「やっぱり“ばんげ”がいい!」と思えるまちづくりを推進するため、実施計画に基づく各種事業に取り組んでいくための予算編成としております。なお、令和6年度までは財政健全化最重点期間に位

置づけられており、引き続きアクションプランに基づき財政の健全化に取り組んでまいります。

資料といたしまして、別紙で「令和6年度一般会計当初予算参考資料」を作成いたしましたので、参考としてご覧いただければと思います。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算」については、事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをご覧ください。

「第2表 地方債」は、子育て支援事業から8ページ、臨時財政対策債まで合計12件、総額2億1,329万7,000円となっております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

そのうち、起債額の7割が交付税措置される過疎対策事業債は6件で、総額7,600万円となっております。うち過疎ソフト分は2件で4,700万円であり、新過疎法移行の経過措置による過疎ソフトの上限額に対応しております。

なお、令和6年度の地方債計画では、過疎債総額は増額しているものの、その増額分は全てハード分の拡充であり、ソフト分の上限額は、全ての市町村が経過措置により令和8年度まで年々減少していきます。

地方債の事業内容としては、子育て支援事業は、私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費分で2,200万円、会津西部斎苑整備事業は、火葬炉等修繕工事で400万円、ため池等整備事業は、県営事業の負担金（大窪堤改修）で100万円、除雪機械整備事業は、7トンの除雪トラック1台の更新で2,200万円、町道改良整備事業は、町道の整備事業で2,700万円、橋梁整備事業は、袋原大橋橋梁補修設計で300万円となります。

緊急しゅんせつ推進事業は、準用河川の堆積土砂撤去工事で1,300万円、河川改修整備事業は、滝沢川の護岸整備及び中ノ沢の砂防下流域水路整備、舟渡地区の水害防除整備で700万円、都市下水路整備事業は、都市下水路1号、2号のゲート自動化工事及び都市下水路3号のゲート自動化実施設計業務委託で3,900万円となります。

8ページをご覧ください。

消防施設整備事業（緊急防災・減災事業債）は、Jアラート専用アンテナ設置工事及び広域市町村圏整備組合負担金事業におけるネットワーク更新に係る工事負担金、御池田屯所設計、宇内屯所建設工事、宇内屯所解体工事で3,700万円、学校給食センター運営事業は、学校給食センターの調理・搬送業務で2,500万円、臨時財政対策債は、総務省及び県の令和6年度地方財政資料により、2,363万3,000円減の1,329万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括の歳入につきましては、1款町税から2ページの21款町債まで76億9,000万円であり、8,000万円の増となりました。

3ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から14款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額となります。

財源内訳は、国県支出金が12億5,817万円、地方債が2億円、その他特定財源が6億9,882万5,000円、一般財源が55億3,300万5,000円となります。

次に、4ページをご覧ください。

2の歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目町民税個人は、現年度は、賃金ベースアップによる所得額の増及び近年の徴収率の実績により3,200万円増とし、過年度については、約6割が外国人であり徴収困難が見込まれるため、75万円減の95万円、合わせて3,125万円増の5億5,995万円を計上いたしました。なお、住民税定額減税分は、額が確定していないことから算定には入れておりません。

2目法人は、柳田地区開発による新規法人の均等割分の増などにより、1,296万5,000円増の7,401万5,000円を計上いたしました。

2項1目固定資産税は、近年の徴収率の実績及び大規模償却資産分について、東北電力分などの増により2,170万円増の7億3,270万円を計上いたしました。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、国有林に係る課税標準額の増から9万7,000円増の177万4,000円を計上いたしました。

5ページをご覧ください。

1款3項1目環境性能割は、課税台数の増を見込み、10万円増の280万円を計上いたしました。

2目種別割は、離農による農耕車や原付台数は減となっておりますが、重課車両への移行や買替えによる標準税率車両の増により、10万円増の5,840万円を計上いたしました。

1款4項1目町たばこ税は、販売店舗数の増による売上本数増を見込み、700万円増の1億5,600万円を計上いたしました。

2款1項1目地方揮発油譲与税から8ページの9款1項1目地方特例交付金までは、国・県の予算編成資料及び令和5年度の交付実績を参考に試算した額を計上しております。

8ページをご覧ください。

9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の特例措置分で、令和5年度の交付実績等により計上いたしました。

10款1項1目地方交付税の普通交付税は、国の令和6年度地方財政対策では、自治体施設の光熱費高騰への対応やこども・子育て政策の強化、会計年度任用職員への勤勉手当支給への対応などで、前年度比1.7%の増となっておりますが、国・県資料で示された単位費用の伸び率を基に、個別需要項目・収入税目の積上げにより試算をした結果、本町では公債費の算定額が大幅な減となり、1.48%の減と見込まれるため、令和5年度の予算額27億8,479万7,000円に調整分を考慮し、3,497万5,000円減の27億4,982万2,000円を計上いたしました。

特別交付税は、個別算定項目の積上げに、地域おこし協力隊の増員するに対する措置

や地方バス維持対策費の増などにより、2,971万円増の2億7,273万5,000円を計上いたしました。

震災復興特別交付税は、震災・原発対応事業分であり、該当する事業の減少により、74万3,000円減の416万8,000円を計上いたしました。

9ページをご覧ください。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、国の予算編成資料等により2万8,000円増の125万1,000円を計上いたしました。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工の整備事業に係る分担金で、13万6,000円増の128万7,000円を計上いたしました。

2目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置を実施した場合の受益者分担金で、前年同額です。

3目災害復旧費分担金は、前年同額となっております。

12款2項1目総務費負担金は、会計年度任用職員及び再任用職員の雇用保険料に係る負担金であります。

2目民生費負担金は、老人福祉施設入所者の1名増や、保育所及び放課後児童健全育成事業の利用者数の増などにより、90万5,000円増の3,115万2,000円を計上いたしました。

10ページをご覧ください。

3目衛生費負担金の会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金は、管理運営委託と火葬炉及び施設修繕等に係る負担金として276万5,000円減の2,318万2,000円を計上いたしました。

坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療及び小児医療事業について病床数に応じ負担しているもので、特別交付税措置が8割で、残った2割分を本町ほか1市3町2村で負担しているもので、前年同額であります。

4目教育費負担金は、学校給食費負担金が小中学校分喫食見込み者数20人の減、幼稚園給食費負担金が幼稚園分喫食見込み者数16人の減などにより、164万5,000円減の7,388万円を計上いたしました。

11ページをご覧ください。

13款1項1目総務使用料は、庁舎及びコミュニティセンター使用料で、令和5年度実績見込みにより8,000円減の68万8,000円を計上いたしました。

2目民生使用料は、保育所及び子育てふれあい交流センター等の使用料で、1万8,000円の減となっております。

3目衛生使用料は、火葬炉使用料で、過去3年間の平均から558件分を見込み、7万8,000円増の2,006万6,000円を計上いたしました。

4目農林水産業使用料は、農畜産物処理加工施設使用料などで、令和5年度の実績見込みにより、15万5,000円減の47万5,000円を計上いたしました。

12ページをご覧ください。

5目商工使用料は、前年同額を計上いたしました。

6目土木使用料は、町営住宅や道路・公園等の使用料ですが、住宅入居戸数増による住宅使用料現年度分の増などにより、144万3,000円増の5,899万9,000円を計上いたしました。

7目教育使用料は、小中学校、幼稚園及び社会教育施設の使用料で、園児数及び利用者の減により43万7,000円減の212万3,000円を計上いたしました。

14ページをご覧ください。

13款2項1目総務手数料は、税証明書、戸籍、住民票等の交付手数料で、実績見込みから、8万7,000円減の689万7,000円を計上いたしました。

2目衛生手数料は、ごみ袋の販売手数料の増などにより、116万8,000円増の1,418万3,000円を計上いたしました。

3目農林水産業手数料は、前年同額であります。

15ページをご覧ください。

4目土木手数料は、3年ごと更新の屋外広告申請手数料で、本年度更新分の件数減により、13万3,000円減の37万9,000円を計上いたしました。

14款1項1目民生費国庫負担金は、制度改正に伴う児童手当負担金の増などで、1,436万1,000円増の3億9,392万4,000円を計上いたしました。

1節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、サービス利用者の増などにより343万1,000円の増、自立支援医療は、人工透析の更生医療費の減などにより160万円の減、2節児童手当負担金は、本年10月からの制度改正による対象者の増により、2,121万4,000円の増となっております。

4節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、令和5年度からの継続分と新規見込み数により1,069万円の減、5節低所得者保険料軽減負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、軽減対象者の増により65万1,000円の増となっております。

16ページをご覧ください。

14款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度整備費補助金は、自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費にかかるもので387万6,000円の全額増、社会保障・税番号制度補助金は、マイナンバーカードの交付事務費の減により21万円の減、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍及び住基システム改修に係るもので、389万4,000円の全額増となっております。

2目民生費国庫補助金は、児童手当の制度改正の準備に伴う子ども・子育て支援事業費補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これは推進事業枠になりますが、の全額増などにより3,989万3,000円増の6,796万9,000円を計上いたしました。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置に対し補助する循環型社会形成推進交付金が139万円の増、妊娠・子育て家庭への相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産子育て応援事業補助金の全額増などにより、全体で603万1,000円増の944万2,000円を計上いたしました。

4目土木費国庫補助金は、4,170万4,000円減の6,564万9,000円を計上いたしました。

1節道路橋りょう費補助金は、ステーションばんげ南公園線跨線橋橋梁補修工事に係

る道路メンテナンス事業費補助金の減や、公園通り線歩道測量設計に係る交通安全対策事業補助金の増などにより、5,506万6,000円減の4,164万9,000円を計上いたしました。

17ページをご覧ください。

2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、1,336万2,000円増の2,400万円を計上いたしました。

5目教育費国庫補助金は、町内遺跡発掘調査の減などで、366万4,000円減の1,821万4,000円を計上いたしました。

1節教育総務費補助金は、フッ化物洗口事業の補助金で3万5,000円の減、2節小学校費補助金及び3節中学校補助金の要保護・準要保護児童就学援助費補助金と特別支援教育就学奨励費補助金は、対象者の増により増額となっております。

4節社会教育費補助金は、高寺山遺跡等調査事業費の減により町内遺跡発掘調査補助金が498万3,000円の減となっております。

14款3項1目、18ページの中長期在留者住居地届出等事務委託金の減により2万7,000円減の29万1,000円を計上いたしました。

18ページをご覧ください。

2目民生費国庫委託金は、特別児童扶養手当事務費交付金の増で254万8,000円を計上いたしました。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費で前年同額となっております。

2目民生費県負担金は、制度改正に伴う児童手当負担金の増などで、168万1,000円増の2億5,787万8,000円を計上いたしました。

1節社会福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減者の増などにより166万4,000円の増、2節障がい者福祉費負担金の障害児施設給付費等負担金は、サービス利用者の増などにより152万2,000円の増、3節国民健康保険基盤安定負担金は、被保者数の減により398万8,000円の減、4節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児の均等割分の5割を公費負担とする負担金で、2万7,000円の減となっております。

19ページをご覧ください。

5節児童手当負担金は、本年10月からの制度改正による対象者数の増により552万円の増、7節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費及び子育てのための施設等利用給付交付金は、令和5年度からの継続分と新規見込み数により、合わせて462万7,000円の減となっております。

8節産前産後保険税負担金は、本年1月より産前産後期間における妊産婦の国民健康保険料が軽減措置されたことに伴う負担金で、37万5,000円の全額増となります。

15款2項1目総務費県補助金は、市町村生活交通対策事業運行費補助金の減などで、1,461万7,000円減の4,437万7,000円を計上いたしました。

2節市町村生活交通対策事業運行費補助金は、市町村生活バスの運行に係る費用を精査した結果、補助率が変更となることから1,555万6,000円の減、3節電源立地地域対策交付金は16万1,000円の増、5節来てふくしま住宅取得支援事業補助金は、10万円の増となっております。

20ページをご覧ください。

6 節地域少子化重点推進交付金は、結婚新生活を支援するもので、400万円の減、7 節みらいを描く市町村等支援事業補助金は、旧スキー場利活用及び移住定住を推進するもので、71万6,000円の減となっております。

8 節空き家対策総合支援事業補助金は、令和5年度までは県が直接補助を行っていましたが、令和6年度から町の補助に対して県が2分の1を補助する間接補助に切り替わるのに伴い、540万円の全額増となっております。

2 目民生費県補助金は、子ども・子育て支援交付金の減などで、1,293万9,000円減の7,251万4,000円を計上いたしました。

1 節障がい者福祉費補助金の重度障がい者支援事業補助金は、医療費の増により87万2,000円の増、2 節老人福祉費補助金の老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金は、老人クラブ会員数の減少により6万3,000円の減となっております。

3 節児童福祉費補助金は、21ページをご覧ください。

子ども・子育て支援交付金は、わんぱくクラブへのエアコン設置が完了したことにより、716万7,000円の減となっております。

3 目衛生費県補助金は、妊娠から出産・子育てまで一貫して支援する出産子育て応援給付金事業補助金の減などより、1,555万9,000円減の597万6,000円を計上いたしました。

4 目農林水産業費県補助金は、産地パワーアップ事業補助金の増などにより、4,120万2,000円増の2億6,081万9,000円を計上いたしました。

1 節農業費補助金で増減のあった主なものは、農業委員会交付金が12万4,000円の増、22ページの環境保全型農業直接支払交付金が、取組面積の増により203万1,000円の増、地域担い手育成支援事業補助金が、事業要望により227万4,000円の増、産地パワーアップ事業補助金が、事業要望により3,073万9,000円の増、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金は、3行政区が実施予定のため750万円の全額増、23ページの地域計画策定推進緊急対策事業補助金は、地域の農業者等の話し合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定をするための事務費等の補助金で、95万9,000円の全額増となります。農地集積協力金交付金は、該当地区がないことから全額減となっております。

5 目商工費県補助金は、地域商業の課題解決を支援する地域商業環境づくり支援事業補助金の全額増などにより、137万2,000円増の585万5,000円を計上いたしました。

6 目教育費県補助金は、一部の運動部活動の地域移行に係る地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の増などにより、17万3,000円増の173万8,000円を計上いたしました。

土木費県補助金は、耐震診断の該当がないため、木造住宅耐震診断促進事業補助金が全額減となっております。

24ページをご覧ください。

15款3項1目総務費県委託金は、選挙費の減などで、574万円減の632万3,000円を計上いたしました。

1 節総務管理費委託金のうつくしま権限委譲交付金は、令和5年度の実績により22万2,000円の減となっております。

4 節統計調査費委託金は、全国家計構造調査及び農林業センサス本調査の実施などにより、296万1,000円増の394万5,000円を計上いたしました。

2 目民生費県委託金、3 目衛生費県委託金は、前年同額となっております。

4 目農林水産業費県委託金は、河川樋門管理委託金2万4,000円の増により51万8,000円を計上いたしました。

25ページをご覧ください。

5 目土木費県委託金は、旧宮川河川浄化事業委託金の増などにより、332万円増の1,885万8,000円を計上いたしました。

6 目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー派遣の委託金で、前年同額となっております。

16 款 1 項 1 目財産貸付収入は、雇用促進住宅駐車場貸付料の増などにより、24万6,000円増の720万4,000円を計上いたしました。

26ページをご覧ください。

2 目利子及び配当金は、16万3,000円を計上いたしました。

27ページをご覧ください。

16 款 2 項 1 目不動産売払収入は、前年同額です。

2 目物品売払収入は、除雪トラックの更新による旧除雪トラックの売却収入を見込み、45万2,000円を計上いたしました。

17 款 1 項 1 目一般寄附金は、前年同額となっております。

2 目ふるさと納税寄附金は、前年度比1,000万円増の2億1,000万円を計上いたしました。

28ページをご覧ください。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、前年度の一般寄附金と、ふるさと納税寄附金から経費を除いた分を繰り入れするもので、2,018万円増の1億9,198万1,000円を計上いたしました。地域づくり推進事業、幼稚園通園事業、只見線利活用促進事業、子育て支援事業、阿賀川線などの町道整備などに活用してまいります。

2 目公共施設整備基金繰入金は、令和5年度の普通交付税の追加交付分のうち積み立てた経済対策分などを本年度実施事業のために繰り入れするもので、2,652万5,000円増の9,814万8,000円を計上いたしました。坂下南小学校屋内運動場床改修工事、金上コミュニティセンター屋上防水改修工事、ばんげひがし公園受電設備更新工事、会津西部斎苑雨漏り修繕工事、道の駅修繕工事に充当してまいります。

3 目行政センター建設整備基金繰入金は、新庁舎建設事業に充当するため繰入れをするもので、2,169万4,000円減の2,376万円を計上いたしました。

4 目廃棄物処理施設整備基金繰入金は、家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物再資源化事業・廃棄物減量化事業、環境センター積立金負担金に充当するもので、100万円増の1,300万円を計上いたしました。

5目減債基金繰入金は、令和5年度の普通交付税の追加交付分のうち、積立てをした臨時財政対策債償還基金費分を、臨時財政対策債の償還の財源として充当するため計上いたしました。

6目湯川・会津坂下地域振興施設整備基金繰入金は、人の駅・川の駅・道の駅事業負担金のうち、地盤沈下や自動ドア、EV急速充電器の施設修繕に充当するため計上いたしました。

19款1項1目繰越金は、令和5年度の予算執行見込みにより、前年同額の1億4,000万円を計上いたしました。

29ページをご覧ください。

20款1項1目延滞金は、前年同額であります。

2目加算金、3目過料は、存目であります。

20款2項1目町預金利子は、前年同額であります。

20款3項貸付金元利収入は、全て前年同額であります。

30ページをご覧ください。

20款4項1目滞納処分費及び2目弁償金は前年同額、3目違約金及び延納利息は存目となっております。

次に4目雑入は、678万8,000円増の8,623万8,000円を計上いたしました。

増減の主なものとしては、31ページの経営所得安定対策事業事務費は、会計年度任用職員の人件費の増により125万8,000円の増、32ページの長寿・健康増進事業は、一定基準に基づき医師が個別に判断した場合に行う追加検診項目に要する経費に対する国保連合会からの補助で、16万9,000円の全額増、袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金は、袋原大橋の橋梁補修設計に伴う負担金で、145万9,000円の全額増、湯川村学校給食業務受託料は、町学校給食センターの電気料の増や施設運営経費の増により81万8,000円の増となっております。

33ページをご覧ください。

地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は、システムの標準化に向けた準備経費の増により326万円の増、富川頭首工電気料負担金は、監視カメラの設置に伴う電気料の負担金で、4万8,000円の全額増となっております。

21款町債については、第2表地方債でご説明させていただいたとおりであります。

町債の総額は、1,165万3,000円減の2億1,329万7,000円となっております。

歳入については以上です。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午前11時56分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時00分）

歳出から説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

では、引き続き、3、歳出についてご説明を申し上げます。

35ページになります。

まず、下水道事業及び農業集落排水事業についてですが、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、公営企業会計に移行するのに伴い、5款農林水産業費、8款土木費に計上しておりました繰出金は、13款諸支出金に移行しております。あわせて、水道事業会計への負担金についても諸支出金に移行しておりますので、ご承知おき願います。

それでは、35ページ、1款1項1目議会費は、議員共済会負担金の減などで、14万9,000円減の8,277万8,000円を計上いたしました。

36ページをご覧ください。

4節の議員共済会負担金は、算出係数の減により81万3,000円の減、10節印刷製本費は、議会報の単価増により33万4,000円の増となっております。

37ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、職員給料及び共済費の増などにより、2,020万5,000円増の7億9,150万3,000円を計上いたしました。

38ページをご覧ください。

2節は、職員1名増、会計年度任用職員2名減で給料は602万4,000円の増、3節は、39ページの退職手当組合負担金が引下げとなったことから、761万4,000円の減となっております。

4節は、会計年度任用職員共済組合負担金や40ページの社会保険料の増などにより、1,154万9,000円の増となっております。

7節ふるさと納税寄附者は、ふるさと納税の返礼品等に係る報償金で、ふるさと納税寄附金の増額により300万円の増、10節は、衛生用品の全額減や自動車修繕の減により、75万3,000円減の2,719万1,000円を計上いたしました。

41ページをご覧ください。

11節の運送料は、ふるさと納税返礼品分で108万円の増、42ページの決済手数料は、ふるさと納税のクレジットカード払いによる手数料で、178万5,000円の減となっております。

43ページをご覧ください。

12節職員検診等は、対象者の増により107万5,000円の増、ふるさと納税PRは、ふる

さと納税寄附金の拡大に向けたPR広告作成費で、100万円の全額増となっております。

13節ライセンスは、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイス、楽天等の使用料で、402万5,000円の増、エアコン賃借料は、役場本庁舎の大会議室等のエアコンの賃借料で、161万1,000円の全額増となります。

44ページをご覧ください。

14節は、本庁舎生活課の空調設備工事の完了により373万1,000円の減、18節補助金の空き家解体補助は空き家除却・改修等に対する補助金を新設したことにより、250万円の全額増となっております。

2目文書広報費は、160万9,000円増の993万3,000円を計上いたしました。

45ページの12節行政施策PR促進事業は、町ホームページを令和5年度に更改予定でしたが、閲覧者が探したい情報につながるプル型のツールを採用したホームページ更改に変更したため、86万7,000円の増となっております。

3目財政管理費は、事務用品費の増などにより、98万7,000円増の296万5,000円を計上いたしました。

4目会計管理費は、本年10月からの振込手数料有料化などにより、222万1,000円増の594万1,000円を計上いたしました。

46ページをご覧ください。

5目財産管理費は、行政センター建設基金積立の増などで、3,080万5,000円増の1億6,047万3,000円を計上いたしました。

10節の電気料は18万1,000円の増、12節の測量設計は、旧片門幼稚園解体工事実施設計業務で117万7,000円の全額増、24節積立金の福祉基金は、返済計画に基づき計上いたしました。行政センター建設基金は、ふるさと納税の寄附金のうち、庁舎建設分と町長おまかせ分から経費を差し引いた分を積み立てするため、3,156万6,000円の増となっております。

旧糸桜里の湯ばんげに係る電話料及び施設夜間警備は全額減、解体工事は、旧町民体育館公衆トイレの解体工事の完了で全額減となっております。

47ページをご覧ください。

6目企画費は、会計年度任用職員の人件費や「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業負担金の増などで、484万2,000円の増の1億6,883万6,000円を計上いたしました。

2節及び3節は、各コミュニティセンターの会計年度任用職員の人件費で、459万5,000円の増となっております。

48ページをご覧ください。

10節の印刷製本費は、振興計画後期基本計画の印刷製本費の増などで39万1,000円の増となっております。

49ページをご覧ください。

12節の測量設計は、金上コミュニティセンター屋上の防水改修工事に伴う設計・施工監理委託料で、102万4,000円を計上いたしました。協働によるまちづくり推進委託料は、若者によるまちづくりを推進するため10万円の増となっております。

50ページをご覧ください。

14節は金上コミュニティセンターの屋上防水改修工事で、1,351万6,000円を計上いたしました。なお、12節の測量設計とともに、金上コミュニティセンターの工事は、公共施設整備基金繰入金により実施をいたします。

18節市町村生活バス路線運行負担金は、令和5年度の実績から114万7,000円の増となっております。

51ページの「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業負担金は、地盤沈下や自動ドア、EV急速充電器などの施設修繕が実施されることから、1,441万2,000円の増となっております。

地方バス運行維持対策定期券は、市町村生活バス運行における定期券による買い支えや運行負担金について、特別交付税及び県補助金を試算した結果、買い支えによる県補助金より特別交付税措置のほうが有利であることから、定期券は全額減となっております。

7目交通安全対策費は、道路反射鏡の修繕・設置工事（6か所）などで、56万9,000円増の331万3,000円を計上いたしました。

52ページをご覧ください。

8目電算管理費は、基幹系パソコン更改による電子計算機器等賃借料の増などで、3,226万6,000円増の1億1,546万1,000円を計上いたしました。

53ページをご覧ください。

11節の電話料は、イントラネット接続専用回線の老朽化に伴うNTTのセキュリティの高い回線に切り替えるVPN化のため295万6,000円の増、12節の地方公共団体情報システム標準化業務は、戸籍・戸籍附票システム及び健康管理システム標準化作業業務により387万4,000円の増、13節のライセンス使用料は、基幹系パソコンの更改に伴うマイクロソフト365の使用料で、560万5,000円の増となっております。

54ページをご覧ください。

賃借料の電子計算機器等は、財務会計システム及びパソコン更改などにより1,282万7,000円の増となっております。

14節の情報通信機器配線等工事は、VPN化に伴う23拠点のイントラネット接続回線変更工事で、194万4,000円の全額増、空調設備工事はサーバー室の空調更新で、84万1,000円の全額増、18節の地方公共団体情報システム機構への負担金は、次期システムの設計構築の増により387万6,000円の増となっております。

映像配信機器更新業務は、議会中継の機器導入が完了したことにより全額減となっております。

9目過疎対策費は、空き家対策総合支援事業補助金の新設などで、1,373万5,000円増の7,306万9,000円を計上いたしました。

1節から4節は地域おこし協力隊の人件費で、49万円の減となります。なお、地域おこし協力隊は2名増の6名を予定しておりますが、うち2名は任用形態の変更に伴い委託費への計上となるため、人件費については4名分となります。

55ページをご覧ください。

12節のモニターツアー等は、移住・定住体験や魅力発見ツアーを実施するもので、14万8,000円の増、協力隊活動委託料は、令和4年度採用の地域おこし協力隊2名を業務委託型地域おこし協力隊に任用形態に変更するのに伴い、1,040万円を計上いたしました。

56ページをご覧ください。

18節の移住・定住促進委員会負担金は、委託料から負担金に科目変更となっております。

地域おこし協力隊起業支援補助金は、令和4年度採用の地域おこし協力隊が起業するための支援金で、100万円を上限に2名分を計上いたしました。結婚新生活支援事業補助金は、令和5年度の実績を見込み600万円の減、空き家改修等支援事業補助金は、令和5年度までは「住んでふくしま空き家対策総合支援事業」として県が直接補助を行っていましたが、間接補助に切り替わったため、補助制度を創設し、全額増となっております。

町PR映像編集及び古民家カフェ用地賃借料、カフェ用施設購入費は、全額減となります。

10目新庁舎建設費は、新庁舎の基本構想・基本計画を策定するため2,428万3,000円を計上いたしました。

12節の新庁舎建設支援業務は、基本構想・計画業務委託で2,376万円を計上いたしました。

11目用地対策費は、2項道路のセットバック分について、5筆分の測量設計と用地の購入を行うもので、3万4,000円の減となります。

57ページをご覧ください。

2款2項1目、71万6,000円増の6,818万5,000円を計上いたしました。

2節及び3節は、職員の人件費で、247万1,000円の増となっております。

58ページをご覧ください。

7節の納税組合報償は、組合数の減少により15万7,000円の減となっております。

12節のシステム改修業務は235万2,000円の減、59ページの18節の地方税電子化協議会負担金は、共通納税の電子決済納付による手数料負担金の増により129万8,000円の増となっております。

22節の過誤納還付金は、近年の実績から30万円の減となっております。

2目賦課徴収費は、納税組合数の減や印刷製本費の減などにより、4万円減の479万6,000円を計上いたしました。

60ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報システム改修業務の増などで、542万2,000円増の5,131万7,000円を計上いたしました。

2節から61ページの4節は職員及び会計年度任用職員の人件費で、職員給料の増や会計年度任用職員の勤勉手当の増などにより、291万5,000円の増となっております。

62ページをご覧ください。

12節戸籍情報システム改修業務は、氏名の振り仮名の法制化に係る改修で全額増となっております。

13節は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る機器の撤去などにより、152万8,000円減の1,063万6,000円を計上いたしました。

63ページをご覧ください。

2款4項1目選挙管理委員会費は、37万4,000円増の703万2,000円を計上いたしました。

64ページをご覧ください。

2目選挙啓発費は、近年の実績により減額となっております。

福島県議会議員一般選挙費及び会津坂下町議会議員一般選挙費は、全額減となります。

65ページをご覧ください。

2款5項1目統計調査総務費は、人件費等で3万1,000円減の431万3,000円を計上いたしました。

2目総務統計費は、5年ごとに実施される全国家計構造調査の調査年度となるため、調査員報酬の増などにより、5万9,000円増の103万8,000円を計上いたしました。

66ページをご覧ください。

3目教育統計費は、学校基本調査で前年同額です。

4目農林統計費は、5年ごとに実施される農林業センサスが調査年度となるため、調査員報酬の増などにより278万5,000円の増となっております。

5目国勢調査は、令和7年度の本調査の事前準備として11万8,000円を計上いたしました。

2款6項1目監査委員費は、特別職報酬等審議会の答申による監査委員報酬の増などにより、6万円増の69万2,000円を計上いたしました。

67ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費は、後期高齢者医療療養給付費負担金の増などで、506万5,000円増の8億1,140万1,000円を計上いたしました。

2節から68ページの4節は、職員及び会計年度任用職員の人件費で、315万7,000円の増となっております。

69ページをご覧ください。

10節の施設修繕は、保健福祉センター裏のマンホールが隆起しているため修繕するものです。

12節の後期高齢者健康診査は、令和6年度から国民健康保険と同じ健診項目とするため、健診項目の追加により120万2,000円の増となっております。

18節県後期高齢者医療広域連合負担金は、277万円の減、70ページ、後期高齢者医療療養給付費は、1,137万9,000円の増となっております。

27節の国民健康保険特別会計繰出金は、被保険者数及び軽減世帯数の減などにより1,115万7,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金は、職員人件費の減などにより90

万円の減、71ページの介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の増などにより、254万5,000円の増となっております。

2目障がい者福祉費は、自立支援給付費の増などで、1,209万1,000円増の3億6,649万2000円を計上いたしました。令和5年度に6町村で設置した基幹相談支援センターの委託期間が通年になるため、134万2,000円の増となっております。

72ページをご覧ください。

19節扶助費の重度障がい者支援事業は、医療費の増により144万1,000円の増、自立支援医療は、人工透析者の更生医療費の減などにより319万9,000円の減、自立支援給付費は、短期入所や生活介護の増により686万2,000円の増、障がい児給付費は、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの増により608万7,000円の増となっております。

3目老人福祉費は、老人ホーム保護措置費の増などで、28万9,000円増の5,049万4,000円を計上いたしました。

73ページをご覧ください。

12節の高齢者福祉事業は、令和5年度まで社会福祉事業でしたが、事業名を変更しております。

19節の老人ホーム保護措置費は、入居者数の1名増により155万円の増となっております。

4目国民年金費は前年同額であります。

74ページをご覧ください。

5目臨時福祉給付費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推進事業枠）を活用し、未給水地区世帯への給付金を支給するもので、全額増となっております。

3款2項1目児童福祉総務費は、子育てふれあい交流センターの給水改修工事の減などで、670万6,000円減の5,390万3,000円を計上いたしました。

1節の健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会委員報酬は、事業計画を策定するため4万8,000円の増、1節の会計年度任用職員報酬から75ページの4節までは、子育てふれあい交流センター及びこども家庭センターの会計年度任用職員の人件費で、568万5,000円の増となっております。

77ページをご覧ください。

12節の放課後児童健全育成事業は、教室指導員の配置人数の減により21万2,000円の減となっております。

78ページをご覧ください。

14節の施設整備は、子育てふれあい交流センターの給水改修工事の完了により1,317万9,000円の減、村田公園構造物撤去工事は、村田児童公園を村田区に譲渡するのに伴い、トイレなどを撤去するため計上いたしました。

18節の多子世帯保育料軽減事業補助金は、令和5年度の保育料改定により21万7,000円の増となっております。

2目児童措置費は、児童手当の制度改正による対象人数の増及びシステム改修業務の

増により、3,706万1,000円増の2億2,219万7,000円を計上いたしました。

3目母子福祉費は、令和5年度の実績見込みから、ひとり親家庭医療費及び児童医療費の減により、41万円減の5,873万7,000円を計上いたしました。

79ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費は、空調設備工事費の全額減や施設型給付費の減などで、3,156万1,000円減の3億2,165万4,000円を計上いたしました。

1節は、会計年度任用職員パートタイムの報酬で、84万3,000円の減、2節から3節は、保育所の職員及び会計年度任用職員フルタイムの人件費で、会計年度任用職員の勤勉手当の増などにより、393万6,000円の増となっております。

81ページをご覧ください。

10節の電気料は保育所の電気料で、454万6,000円の増となっております。

82ページをご覧ください。

12節の給食業務は、食材の高騰で一食当たりの単価増により62万円の増となっております。

83ページをご覧ください。

18節の施設型給付費は、利用人数の減により2,423万3,000円の減となっております。

3款3項1目災害救助費は、存目であります。

4款1項1目保健衛生総務費は、職員1名減による給料及び手当等の減などで、285万8,000円減の1億916万6,000円を計上いたしました。

2節と3節は、職員の人件費で、職員1名減により390万9,000円の減となっております。

85ページをご覧ください。

18節の救急安心センター事業負担金は、救急電話相談に係る負担金で全額増となります。なお、令和5年度は補正予算で計上しております。

2目予防費は、会計年度任用職員の2名減などにより、2,023万9,000円減の8,090万7,000円を計上いたしました。

86ページをご覧ください。

12節のシステム改修業務は、歯科健康相談の予約システム構築や受診録変更によるシステム改修により40万7,000円の全額増、予防接種は、出生数の減による接種対象者の減により670万9,000円の減、87ページをご覧ください。健康管理システム改修業務は、5種混合ワクチン定期接種化に係るシステム改修で全額増となります。

18節の出産子育て応援給付金事業は、妊娠から出産・子育てまでの経済的支援で、妊婦数の減により202万円の減、19節の妊活応援助成金は不妊検査費の補助で、令和5年度の実績見込みにより70万円の減、妊娠検査費助成金は、原則全額自己負担となっている妊娠確定までの受診費用について1人1万円を上限に助成するもので、80名を見込み計上いたしました。なお、令和5年度は補正予算で計上しております。

3目環境衛生費は、騒音調査の全額減などで、18万8,000円減の1,674万6,000円を計上いたしました。

88ページをご覧ください。

12節の一人暮らし世帯ごみ回収事業は、労務単価の増により5万円の増となっております。

13節の自動体外式除細動器は、ごみ回収の公用車に常備しておくため計上いたしました。

4目斎苑管理運営費は、雨漏り修繕工事の増で、329万9,000円増の6,105万円を計上いたしました。

10節の燃料費は59万2,000円の増、89ページの電気料は59万8,000円の減となっております。

14節は、火葬炉等補修工事が2万2,000円の減、施設整備は雨漏り修繕工事で420万2,000円の全額増となっております。なお、雨漏り修繕工事は、公共施設整備基金繰入金により実施をいたします。

18節の会津西部斎苑連絡協議会負担金は、過年度の火葬炉等の修繕工事などの実績により、121万8,000円の減となっております。

90ページをご覧ください。

4款2項1目塵芥し尿処理費は、会津若松広域市町村圏整備組合負担金の増などで、685万5,000円増の2億1,990万5,000円を計上いたしました。

10節の啓発用資材は、生ごみ減量の普及啓発のため、生ごみ消滅容器キエーロの材料代を計上いたしました。

91ページをご覧ください。

12節のごみ危険物不法投棄処理業務は、勝大の大規模林道に不法投棄されていた廃棄物の回収処分が完了したことにより205万6,000円の減、資源物分別処理業務は、労務単価の増により288万8,000円の増となっております。

18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、3,088万9,000円の増、基金積立は、2,559万3,000円の減となっております。

5款1項1目労働諸費は、観光物産協会に委託しておりました勤労者互助会事務委託を直営にしたことによる勤労者互助会事務委託費の全額減、また、事業の見直しによる科目変更等により、35万5,000円減の760万3,000円を計上いたしました。

92ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費は、事務用品や郵便料の増で、5万2,000円増の619万3,000円を計上いたしました。

1節は、令和5年度の農業委員等の改選により委員が確定したため、委員報酬が9万5,000円の減となっております。

93ページをご覧ください。

2目農業総務費は、職員給料及び手当等の減などで、351万1,000円減の5,782万8,000円を計上いたしました。

95ページをご覧ください。

3目農業振興費は、産地パワーアップ事業補助金の増などで、3,921万3,000円増の1

億3,967万3,000円を計上いたしました。

2節から96ページの4節は、会計年度任用職員の人件費で、勤勉手当の増などにより191万9,000円の増となっております。

97ページをご覧ください。

13節の自動体外式除細動器は、農村環境改善センターに設置をするものです。

18節の水田農業改革支援事業補助金は、農業再生協議会への補助金で、事務員の人件費の増などで124万6,000円の増、環境保全型農業直接支払事業補助金は、環境に配慮した取組に対する補助で、取組面積の増などで270万9,000円の増、98ページ、地域担い手育成支援事業補助金は、融資を受けることを条件に農業用機械の購入に係る補助金で、4件の申請により227万4,000円の増、産地パワーアップ事業補助金は、農業機械のリース導入等に係る補助金で、3件の申請により3,073万9,000円の増、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金は、3行政区が申請予定のため750万円を計上いたしました。

4目畜産業費は、5,000円減の51万3,000円を計上いたしました。

5目農地費は、農業集落排水事業特別会計が企業会計に移行するのに伴い、繰出金を諸支出金に移行したことから、4,261万7,000円減の2億2,027万6,000円を計上いたしました。

2節と3節は職員人件費で、1名増により605万4,000円の増となっております。

100ページをご覧ください。

14節の道路修繕は、杉山地区の地滑りによる農道・水路破損の仮復旧工事によるもので全額増、農村公園遊具撤去工事は、農村公園遊具点検により危険と判定された東原区の農村公園遊具を撤去するため、全額増となっております。

18節の県営ため池等整備事業は、大窪堤の改修に係る負担金で工事費の減により111万1,000円の減、防災ダム事業は、鶴沼防災ダムの堆積土砂処理の実施設計に係る負担金で、82万2,000円の減、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、逆水2号堤の改修工事に対する負担金で、令和6年度より工事が開始されるのに伴い598万円の増、101ページの多面的機能支払交付金事業は、取組面積の増により144万6,000円の増となっております。

測量設計委託料は、杉集落の西側にある蟹沢ため池1号、2号廃止工事で全額減、農村公園安全点検は5年に1度の点検で、令和4年度、5年度に実施したため全額減、農業集落排水事業特別会計への繰出金は、13款諸支出金に移行しております。

6目国土調査費は、地籍調査事務支援・管理システム機器保守点検の増により、3万3,000円増の36万9,000円を計上いたしました。

6款2項1目林業振興費は、中学校においても森林環境学習を現地で実施するため、自動車借上料の増などにより、7万7,000円増の273万8,000円を計上いたしました。

102ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、工業団地入口広告塔の除去や工業団地案内看板設置工事の完了などにより、81万8,000円減の3,203万5,000円を計上いたしました。

104ページをご覧ください。

2 目商工業振興費は、工場誘致補助金などの科目変更に伴う増や空き店舗を活用した e スポーツの実施などで、176万3,000円増の3,995万5,000円を計上いたしました。

12節の集客イベント運営委託は、電子機器を用いて行う娯楽や e スポーツコーナーの設置運営委託で、55万円の全額増となっております。

105ページをご覧ください。

13節空き店舗借上料は、イベント時に e スポーツを実施する空き店舗を借り上げるため計上いたしました。

18節の空店舗等利活用事業補助金は、1 店舗増により10万8,000円の増、創業等支援事業補助金は、件数増により41万円の増となっております。

3 目観光費は、祭り・イベント事業運営等委託料の増などで、341万3,000円増の4,311万7,000円を計上いたしました。

106ページをご覧ください。

10節の施設修繕は、いこいの森展望台脇小道の擬木柵の修繕などで、106万2,000円を計上いたしました。

107ページをご覧ください。

12節の祭り・イベント事業運営等は、観光物産協会への委託となりますが、職員の人件費の増や物価上昇により475万3,000円の増、大俵運送業務は北本まつりで大俵引きを実施するため計上いたしました。

14節は、束原観音堂案内看板設置や中央公園にポケモンマンホールを設置するため、36万5,000円を計上いたしました。

市場調査業務委託費は、冷やしラーメンプロモーション用のポータルサイト作成の完了により全額減となっております。

108ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目土木総務費は、新鶴スマートインターチェンジ地区協議会負担金の減などにより、38万1,000円減の3,449万4,000円を計上いたしました。

110ページをご覧ください。

8 款 2 項 1 目道路維持費は、除雪機械購入費の増などで、236万3,000円増の2 億1,568万3,000円を計上いたしました。

2 節から111ページの4 節は、会計年度任用職員の人件費で、139万円の減となっております。

112ページをご覧ください。

12節の除草等維持管理委託料は、労務単価の増により188万5,000円の増、14節の道路安全施設工事は、PTAの要望箇所である二中線・坂下杉線のカラー舗装化などで406万円の増、17節の除雪機械は、7 トン除雪トラック 1 台分で1,292万円の増となっております。

113ページをご覧ください。

2 目道路新設改良費は、11路線の道路整備工事の増などで、2,946万5,000円増の4,530万円を計上いたしました。

12節の委託料は、公園通り線の測量設計業務委託で500万円の全額増、14節の道路整備工事は、区要望のあった7路線を含む原村前線、阿賀川線など全11路線の舗装等整備工事で、2,170万円の増、21節は、原村前線3本、北裏通り線1本の電柱移転補償で、300万円の増となっております。

3目街路灯費は、街路灯の電気料の減などで、287万円減の1,543万5,000円を計上いたしました。

10節の電気料は、街路灯電気料で267万3,000円の減、街路灯修繕は、原街道などの街路灯修繕で55万5,000円の増、14節の街路灯新設改良工事は、11か所の街路灯LED化工事などで、65万円減の94万9,000円を計上いたしました。

4目防雪サブセンター管理費は、電気料などの減により26万8,000円減の97万3,000円を計上いたしました。

114ページをご覧ください。

5目橋りょう新設改良費は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の改修費の減などで、1億1,250万円減の1,300万円を計上いたしました。

12節の測量設計は、袋原大橋の橋梁補修に係る測量設計で、800万円の全額増、道路橋点検業務は、1,200万円減の500万円を計上いたしました。

橋りょう整備工事は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事で全額減、町道用地購入は、丈助橋架け替えに伴う取付部分の用地取得で全額減となっております。

8款3項1目河川総務費は、県委託の河川浄化業務が要望面積の増などにより241万円増の519万4,000円を計上いたしました。

115ページをご覧ください。

2目河川維持費は、220万円減の2,050万円を計上いたしました。準用河川等堆積土砂除去は10か所を予定しており前年同額、河川維持工事は滝沢川等護岸整備、中ノ沢砂防下流域水路整備、舟渡水害防除整備を実施予定で、170万円の減、水路工事に伴う損失補償は50万円の全額減となっております。

8款4項1目都市計画総務費は、2節及び3節の職員人件費の減や、5年ごとに実施されます都市計画基礎調査の全額減などにより、1,546万1,000円減の2,518万1,000円を計上いたしました。

116ページをご覧ください。

2目土地区画整理費は、27節の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金の減により、216万3,000円減の9,154万円を計上いたしました。

3目都市下水路費は、都市下水路1号・2号のゲート自動化工事などにより、3,853万7,000円増の4,276万7,000円を計上いたしました。

12節の測量設計は、都市下水路3号の自動化に伴う実施設計業務委託で、357万円の全額増、117ページ、14節の施設整備は、1号・2号都市下水路自動化工事により、3,528万1,000円の増となっております。

古坂下ポンプ場管理委託は、ポンプ場廃止に伴い全額減となっております。

4目公園費は、ばんげひがし公園のキュービクルの遮断器の経年劣化による電気事故

防止のための交換工事費の増などにより、3,875万1,000円増の9,520万4,000円を計上いたしました。

12節の委託料は、労務単価の増により67万円増の4,447万7,000円を計上いたしました。
118ページをご覧ください。

14節の公園整備工事は、ばんげひがし公園のキュービクル交換工事、令和4年度に実施した遊具点検の結果、修繕が必要な各公園の遊具の撤去、緑町・牛沢公園の支障木伐採、稲荷塚公園照明漏電修繕、ばんげひがし公園屋外プールサイド修繕で、3,835万4,000円の増となっております。

5目街なみ環境整備事業費は、令和6年度から気多宮街なみ交流センターを気多宮区に譲渡することにより維持管理費の減などで、10万4,000円減の5万7,000円を計上いたしました。

街路事業費は、坂下南幹線水道管布設負担金を13款諸支出金に移行したことにより全額減、下水道費は、下水道事業特別会計が企業会計に移行するのに伴い、繰出金は諸支出金に移行しております。

119ページをご覧ください。

8款5項1目住宅管理費は、古町川尻6号から8号棟の受水槽設置工事の増などで、1,664万4,000円増の6,905万2,000円を計上いたしました。

10節の施設修繕は、中岩田南団地7・8号棟のエレベーター修繕、台ノ下団地・中岩田・中村・新中村住宅の火災警報器設置、中岩田南団地西側フェンス修繕などで、1,179万8,000円の減となっております。

120ページをご覧ください。

14節の町営住宅改修工事は、古町川尻団地6号から8号棟の受水槽設置工事で、3,450万円増の5,200万円を計上いたしました。

9款1項1目非常備消防費は、ネットワーク更新工事に係る県総合情報通信ネットワーク負担金の増などで、1,701万4,000円増の3億4,035万7,000円を計上いたしました。

121ページをご覧ください。

7節の講師謝礼は、自主防災組織活動における講師謝礼で全額増、10節の防災用器材は、自主防災組織活動訓練用で7万2,000円の増となっております。

122ページをご覧ください。

14節はJアラート専用のアンテナの設置工事で、191万4,000円の全額増、123ページ、18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は372万8,000円の増、県総合情報通信ネットワーク負担金は、ネットワーク更新工事で804万円の増となっております。

2目消防施設費は、宇内区消防団屯所建設工事費の増などで、329万5,000円増の3,436万3,000円を計上いたしました。

12節の設計監理は、宇内区消防団屯所の建設・解体に伴う施工監理と御池田区消防団屯所設計で、54万6,000円の増、124ページ、14節の車庫・屯所は、宇内区消防団屯所建設・解体工事で380万円の増、17節の消火救急機器購入費は、朝立区の小型動力ポンプの購入などにより213万4,000円の増となっております。

消火栓維持管理費負担金は、洲走区の消火栓設置が完了したことにより全額減となっております。

3 目水防費は、水防事業の経費で、8 万6,000円を計上いたしました。

10款 1 項 1 目教育委員会費は、県市町村教育委員会連絡協議会両沼支会負担金の減により、3 万9,000円減の97万8,000円を計上いたしました。

125ページをご覧ください。

2 目事務局費は、学校教育アドバイザーの 1 名増などにより、523万4,000円増の6,119万3,000円を計上いたしました。

1 節の学校教育アドバイザーは、1 名増により410万9,000円の増、2 節と 3 節は職員人件費で、88万4,000円の増となっております。

127ページをご覧ください。

3 目子ども支援費は、職員 1 名増による人件費の増などで、742万2,000円増の6,044万7,000円を計上いたしました。

129ページをご覧ください。

10款 2 項 1 目小学校費の学校管理費は、電気料の増や坂下南小屋内運動場床改修工事の増などで、457万4,000円増の9,311万5,000円を計上いたしました。

130ページをご覧ください。

10節の電気料は625万6,000円の増、施設修繕は、坂下南小の昇降機電源機器交換工事などで101万7,000円の増、11節の遠距離通学用定期券等は、対象者の減により103万1,000円の減となりました。

131ページをご覧ください。

12節の設計監理は、坂下南小学校屋内運動場床改修工事の監理業務で39万2,000円的全額増、132ページの14節の施設整備は、坂下南小屋内運動場床改修工事の3,091万円で、こちらは公共施設整備基金を充当し実施をいたします。

17節の時間計器は、水泳記録会、陸上記録会等で使用するスーパーストップウォッチの故障により購入をするものです。

通学運転業務（増便分）は、勝方線・海老沢線で、新型コロナウイルスが感染症 5 類への移行及び利用者の減により減便し、全額減となっております。

133ページをご覧ください。

2 目教育振興費は、教科書改訂による教師用教科書及び指導書の増などで、1,835万4,000円増の5,196万3,000円を計上いたしました。

1 節は、支援を必要とする児童の増加に伴い、特別支援教育支援員の 1 名増や勤勉手当の支給により345万2,000円の増、10節の教師用教科書及び指導書は、教科書改訂により1,438万1,000円の増となっております。

19節の就学援助費は、対象見込者の増により78万7,000円の増、134ページの特別支援教育就学奨励費は、対象者の見込み増により24万2,000円の増となっております。

副読本改訂業務は、町郷土学習副読本第 3 版の改訂が完了したことにより全額減となっております。

10款3項1目中学校費の学校管理は、会計年度任用職員の1名増による人件費の増などにより、746万3,000円増の4,763万2,000円を計上いたしました。

2節と3節は、会計年度任用職員1名増による人件費で、303万7,000円の増、135ページの10節電気料は、185万4,000円の増となっております。

11節の遠距離通学用定期券等は、自転車通学生徒の冬期間定期代の増により205万円の増となっております。

137ページをご覧ください。

13節の電話機は、中学校の電話機を老朽化により更新するもので、6年間のリースにより16万8,000円の増となっております。

2目教育振興費は、外国語指導助手委託の増などで、235万7,000円増の4,382万4,000円を計上いたしました。

138ページをご覧ください。

12節の外国語指導助手委託は、中学校での指導時間の増により62万9,000円の増、13節のライセンスは、タブレットドリルのアカウント購入などにより129万4,000円の増、電子計算機器等は、校務用デスクトップパソコン35台の更新などにより52万2,000円の増となっております。

17節の共通教材等は、小学校のパソコン室のパソコンのディスプレイ購入費の減により271万3,000円の減となっております。

139ページをご覧ください。

19節の就学援助費は、対象見込者の増により104万4,000円の増、特別支援教育就学奨励費は、対象見込者の増により69万5,000円の増となっております。

10款4項1目幼稚園費は、会計年度任用職員分1名増及び勤勉手当の増などで、1,478万円増の2億3,180万5,000円を計上いたしました。

1節から140ページまでの3節は、職員及び会計年度任用職員分の人件費で、会計年度任用職員1名増及び会計年度任用職員の勤勉手当の増などで、1,356万6,000円の増となっております。

141ページをご覧ください。

10節の電気料は、南・東幼稚園分で、390万6,000円の増、施設修繕は坂下東幼稚園の車止め設置工事などで、35万7,000円の増となっております。

142ページをご覧ください。

12節の通園運転業務は、坂下東幼稚園の1路線減により157万3,000円の減、通園補助業務も、1路線減により55万2,000円の減となっております。

144ページをご覧ください。

10款5項1目社会教育総務費は、生涯学習班の人件費の増などで、16万2,000円増の3,831万7,000円を計上いたしました。

2節と3節は、職員手当の増により38万3,000円の増となっております。

145ページをご覧ください。

18節の文化活動補助金は、10万円増の15万円を計上いたしました。

2 目公民館費は、電気料の増などにより、366万9,000円増の2,165万8,000円を計上いたしました。

2 節、3 節は、図書司書の人件費で、28万1,000円の増となっております。

147ページをご覧ください。

10節の電気料は258万7,000円の増、148ページの12節の看板作製は、成人式で使用するもので、全額増となっております。

149ページをご覧ください。

3 目町史編さん費は、前年同額となります。

4 目埋蔵文化財発掘調査費は、県指定出土品保存処理業務委託の全額減などで、410万2,000円減の2,548万8,000円を計上いたしました。

1 節から 3 節は発掘調査員・作業員である会計年度任用職員の人件費で、83万5,000円の減となっております。

150ページをご覧ください。

10節は、立子沼道下遺跡ほか報告書の完了により98万4,000円の減、12節の測量設計は高寺山遺跡の現況測量で、29万7,000円の減となっております。

151ページをご覧ください。

5 目指定文化財管理費は、仏像等悉皆調査報告書の完了による減などで、102万7,000円減の1,451万5,000円を計上いたしました。

7 節の講師・指導者・審判等は、仏像等悉皆調査事業の原稿料の減などで、281万2,000円の減となっております。

153ページをご覧ください。

12節の文化財保存活用地域計画策定支援業務は、町内に存在する文化財の保存だけでなく活用する計画を策定するもので、全額増となっております。印刷製本費は、仏像等悉皆調査報告書の完了で全額減となっております。

6 目美術館費は、美術館への案内看板作製による増などで、16万1,000円増の182万円を計上いたしました。

154ページをご覧ください。

10款 6 項 1 目保健体育総務費は、部活動の地域移行を進めるための報酬や委託料の増、地域おこし協力隊の採用などで、736万3,000円増の2,451万1,000円を計上いたしました。

1 節の報酬は、部活動の地域移行における検討委員会の報酬や指導員、地域おこし協力隊の採用により、390万3,000円の増となっております。

155ページをご覧ください。

4 節は、地域おこし協力隊に係る共済費で、80万1,000円の全額増となっております。

156ページをご覧ください。

10節の施設修繕は、諏訪神社にある相撲場を修繕するため全額増となっております。

12節のスポーツ振興事業は、軟式野球・ソフトボール大会等をスポーツクラブバンビィに委託するもので、104万7,000円の減、運動施設管理業務は、旧坂下高校グラウンドの維持管理をバンビィに委託しているもので、バックネット、ネットフェンスの設置が

完了したことにより216万6,000円の減、休日部活動運營業務委託は、部活動の地域移行をバンビィに委託し休日のクラブ活動を実施するもので、全額増となっております。

157ページをご覧ください。

18節の地域おこし協力隊生活支援補助金は、地域おこし協力隊着任時の家電購入や家賃等を支援する補助金で、全額増となっております。

2目学校給食費は、施設修繕の減などで202万2,000円減の2億905万5,000円を計上いたしました。

158ページをご覧ください。

10節電気料は165万5,000円の増、施設修繕は、洗浄室・コンテナプール床の修繕が完了したことにより215万6,000円の減、賄材料費は、実績により178万8,000円の減となっております。

159ページをご覧ください。

12節厨房機器保守点検は、厨房機器の長寿命化を図るもので、全額増となっております。

160ページをご覧ください。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、小災害復旧工事費8件分を見込み、前年度同額の320万2,000円を計上いたしました。

2目林業施設災害復旧費は、必要に応じ補正等での対応とし、3,000円を計上いたしました。

161ページをご覧ください。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費は土木施設の災害復旧工事費で、前年同額です。

12款1項1目公債費の元金は、令和4年度に実施しました会津美里消防署建設に係る負担金や学校給食センター運営事業分などが増額となりましたが、中学校統合事業や学校給食センター建設分などの償還が完了したことにより、1億1,848万7,000円減の9億5,562万6,000円を計上いたしました。

2目利子は、公債費に係る利子と一時借入金利子分であり、599万7,000円減の1,926万4,000円を計上いたしました。

13款諸支出金は、令和6年度から下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行するのに伴い、今まで計上しておりました繰出金及び消火栓等の布設に係る上水道事業への負担金等は、総務省通知に記載されている経費を負担金、記載されていない経費を補助金として計上しております。

まず、1項1目上水道事業会計支出金の負担金は、消火栓布設等に要する経費及び職員の児童手当に要する経費で、493万9,000円を計上いたしました。補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推進事業枠）を活用し、水道の基本料金の減免を実施するため、4,287万8,000円を計上いたしました。

162ページをご覧ください。

2目下水道事業会計支出金の負担金は、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費などで、8,493万8,000円を計上いた

しました。補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る委任事務費や使用料で賄えない資本費補填分で、6,880万8,000円を計上いたしました。

最後に14款1項1目予備費は、歳入歳出予算調整により、630万7,000円増の2,757万9,000円を計上いたしました。

64ページから173ページまでは給与費明細書、174ページは債務負担行為の支出額の見込み及び支出予定額等に関する調書、175ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

さらに、別冊で配付しております令和6年度一般会計歳入歳出予算資料は、前年度対比表、性質別分類表、重点事業及び建設事業について掲載してありますので、参考にご覧をいただければと思います。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後2時00分）

再開を午後2時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時15分）

続いて、議案第14号から議案第16号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第14号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億8,786万6,000円にしたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとしたいというものであります。

第1号は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用、第2号は、保険給付費の各項

に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

それでは、まず国民健康保険特別会計の概要をご説明申し上げます。

平成30年度から、県が示す標準保険税率を参考に各市町村が国保税の算定をしており、令和6年度の仮算定結果に基づきまして、医療分の税率が0.22ポイント減、後期高齢者支援金が0.01%増、介護保険分の税率が0.02ポイント減となり、税率総額では、対前年度比0.12ポイント減となっております。なお、令和6年度より、後期高齢者支援金分の賦課限度額が2万円引上げとなる見込みとなっております。

医療費につきましては、令和5年度以降、コロナ禍の受診控えの反動や高額な医薬品の保険適用が拡大している状況を踏まえ、医療費増加を想定し、保険給付費を令和5年度当初予算より7.43%増としております。

国民健康保険の被保険者は年々減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。今後、新型コロナウイルス感染症の公費負担が終了することや、認知症治療薬の保険適用など、令和6年度についても増加傾向と推測されますので、国民健康保険事業運営について国・県等と連携しながら適切に対応してまいります。

それでは、詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願います。まず、歳入であります。

1款国民健康保険税から8款諸収入まで、歳入合計は18億8,786万6,000円となります。前年度当初予算と比較し、6,047万7,000円の増となります。

次に2ページをお開きください。歳出であります。

1款総務費から9款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく18億8,786万6,000円となります。財源内訳は、国県支出金が13億9,533万9,000円、その他特定財源が72万3,000円、一般財源が4億9,180万4,000円であります。

3ページ以降は、詳細の説明になります。

まず、歳入であります。

1款1項は国民健康保険税です。国保事業に要する費用等を積算し、県支出金や一般会計繰入金などの収入を差し引いた額を国保税で賄いたいというものであります。

1目一般被保険者国民健康保険税は2億9,162万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると480万7,000円の減となります。

基礎数値といたしましては、県が示した仮算定の標準保険料率を基に、一般被保険者数を3,292人、国保世帯を2,103世帯として見込み、収納率を94%として算定をしております。今回、仮算定で算出した国保税につきましては、令和5年度の町民税の課税データを用いたものとなります。今後、令和6年度の町民税確定後、国保運営協議会における税率の決定を経て、本算定として6月の第2回定例会で予算額を補正することとなります。

退職被保険者等国民健康保険税につきましては、制度廃止から5年を経過し、過年度課税、滞納繰越分についても発生しないため、皆減としております。なお、令和6年度予算におきましては、退職被保険者に関連する科目について同様に皆減としております。

4 ページをお開きください。

2 款 1 項使用料になります。1 目保健使用料は、健康管理センターの使用料 6 万 2,000 円を見込んでおります。

3 款 1 項は、国庫補助金で、1 目災害臨時特例補助金、2 目国民健康保険特別対策費補助金は存目計上となります。

4 款 1 項は、県補助金でございますが、1 目保険給付費等交付金 13 億 9,489 万 5,000 円は、歳出の保険給付費の補填分及び保健事業費に係る補助であります。

5 ページをご覧ください。

2 目、子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金 44 万 1,000 円は、独自給付で減額された前年度の国庫負担金相当分を県が補助するものであります。

4 款 2 項財政安定化基金支出金及び 5 款 1 項財産運用収入は、存目計上となります。

6 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、総務省が定める繰出基準に基づき 1 億 7,590 万 4,000 円を一般会計から繰り入れするものであります。

内訳ですが、1 節保険基盤安定繰入金は低所得者の税負担を軽減するもの、及び国保税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて国・県から補填されるものを一般会計で受け入れ、町負担分と合わせて国保特会に繰り出ししているものでございます。

2 節未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の国保税均等割について 5 割を公費で軽減する制度で、令和 4 年度課税分から対象となったものでございます。保険基盤安定繰入金と同じく、国・県分を一般会計で受け入れ、国保特会に繰出しとなります。

3 節は、職員給与費や一般事務費など歳出の総務費に係るものでございます。

4 節の産前産後保険税繰入金は、妊産婦の保険税について 4 か月分を軽減する制度で、令和 6 年 1 月から開始されたものでございます。保険基盤安定繰入金と同じく、国・県分を一般会計で受け入れ、国保特会に繰出しとなります。

5 節の出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 に当たる額を一般会計から繰り入れるものでございます。

6 節の財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない国保世帯が多い等の理由により国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び国保税負担の平準化のために一般会計から国保特会に繰り入れるものでございます。

7 節その他一般会計繰入金につきましては、医療費無料化分及び健康管理センター施設管理分等の繰入金となります。

7 ページをお開きください。

6 款 2 項は、基金繰入金で、1 目国保基金繰入金は存目計上となります。

7 款 1 項繰越金は、前年度繰越金 2,300 万円を見込んでおります。

8 款 1 項は、延滞金加算金及び過料で、1 目一般被保険者延滞金は国保税の延滞金 106 万 7,000 円を見込んでおります。2 目一般被保険者加算金及び 3 目過料は存目計上となります。

8 ページをお開きください。

8款2項は預金利子で、1目預金利子は存目計上となります。

8款3項1目一般被保険者第三者納付金は、第三者行為による怪我等で診療した請求分に係る損害賠償金であります。

8款3項2目一般被保険者返納金から8款3項3目雑入まで存目計上となります。なお、雑入66万円は人間ドックの個人負担分であります。

8款3項4目特定健康診査等負担金は、過年度分の特定健康診査等負担金が発生した際に受け入れるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。歳出であります。

1款1項総務管理費のうち、1目一般管理費4,615万5,000円は、職員5人分とレセプト点検員1名分の人件費並びに国保事業の運営に必要な事務費等であります。

11ページをお開きください。

2目連合会負担金172万1,000円は、被保険者数に応じて国保連合会に納入する負担金となります。

1款2項徴税費423万8,000円は、国保税の賦課に係る事務費等であります。

12ページをお開きください。

1款3項運営協議会費52万4,000円は、国保運営協議会に係る経費となります。

13ページをお開きください。

1款4項趣旨普及費2万7,000円は、国保制度の周知に係るパンフレット、チラシ等であります。

1款5項収納率等特別対策事業費191万8,000円は国保税の徴収に係る事務費等であり、滞納処分を迅速に進めるため、新たに預貯金照会サービス導入関連費用を計上し、前年度より27万3,000円の増となります。

14ページをお開きください。

2款1項は保険給付費の療養諸費であります。新型コロナウイルス感染症の受診控えの反動により、令和5年度の給付実績が増加しておりますので、令和6年度は対前年度比で4.73%増を見込んでおります。

1目一般被保険者療養給付費11億3,652万9,000円は、前年度より5,044万7,000円の増となります。

2目一般被保険者療養費465万円は、一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の保険者負担分であります。

15ページをお開きください。

3目審査支払手数料333万円は、診療報酬明細書（レセプト）の審査に対する手数料であります。

2款2項は、高額療養費であります。

1目一般被保険者高額療養費2億868万円は、一般被保険者の自己負担分が所得区分に応じた一定額以上の高額となった場合に給付するもので、療養給付費と同様に受診控えの反動により、令和5年度の入院件数、給付額ともに増加のため、前年度より4,534万2,000円の増となります。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費は、国保と介護の自己負担分を合算した額が限度額を超えた場合に給付されるものであります。

16ページをご覧ください。

2 款 3 項移送費につきましては、存目計上となります。

2 款 4 項出産育児諸費は、被保険者が出産した世帯につきまして、1 人につき50万円を限度として給付するもので、令和 6 年度は6 人分を見込んでおります。

17ページをお開きください。

2 款 5 項葬祭諸費は、被保険者が死亡した際、葬祭費として1 人につき 5 万円を給付するもので、令和 6 年度は20人分を計上しております。

2 款 6 項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染した給与の支払いを受けている国保被保険者に対し給付するもので、対象は5 類移行前の令和 5 年 5 月 7 日までとなりますが、遡及申請を想定し10万円を計上しております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県から提示されるもので、県全体の保険給付費の推計を基に各市町村の令和 5 年度の給付実績及び過去 2 年間の医療費指数と所得係数、被保険者数の推計等を用いて算出した金額となります。

1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 2 億6,771万6,000円から、18ページ、3 項 1 目介護納付金分2,930万1,000円までの合計 3 億8,509万円が県への納付金となり、前年度より3,188万6,000円の減となります。現段階におきましては仮算定となりますので、6 月の第 2 回定例会におきまして、本算定の納付金額により予算額を補正することとなります。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金は、存目計上となります。

5 款 1 項特定健康診査等事業費2,009万5,000円は、特定健康診査及び特定保健指導等を実施するための費用であり、被保険者数の減により前年度より341万4,000円の減となります。

19ページをお開きください。

5 款 2 項保健事業費は、重複頻回受診等の指導に当たる保健師 1 人分の人件費及び被保険者に対する医療費の通知、日帰り人間ドック60人分の委託費用を計上しております。

20ページから23ページは、健康管理センター事業費であります。

5 款 3 項健康管理センター事業費の 1 目施設管理費367万円は、健康管理センターの維持管理費であり、燃料費や電気料の単価増などにより15万8,000円の増となります。

22ページをお開きください。

2 目保健指導事業費512万1,000円は、保険者努力支援交付金の対象となる国保ヘルスアップ事業を新たに実施するものであり、保健師を 1 名雇用し、特定健診の結果に基づいた個別指導を実施するための経費であります。

24ページをお開きください。

6 款基金積立金、7 款公債費は、存目計上となります。なお、令和 6 年度から令和11 年度の保険料統一に向けた移行調整期間となりますので、今後示される税率等の状況を見ながら基金の在り方について検討してまいります。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金150万円は、過年度分の異動等による被保険者に対する国保税還付金で、存目計上となります。

8款1項2目一般被保険者還付加算金2万円は、過年度分の国民健康保険税還付に係る加算金で、存目計上となります。

8款1項3目その他償還金1万円は、国や県からの負担金及び交付金等の精算による返還金が生じた際に支払うもので、存目計上となります。

25ページをお開きください。

8款2項1目延滞金は、存目計上となります。

9款予備費は、5,220万2,000円となります。

26ページから35ページまでは、国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

続きまして、議案15号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億9,962万円としたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めたいというものであります。

第1号は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となります。

それでは、先に概要をご説明いたします。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画3か年の初年度となります。本町における65歳以上の高齢者人口は令和6年をピークに今後減少していくと見込んでおりますが、団塊の世代が75歳を迎えることから、75歳以上の高齢者は今後も増加傾向にあります。

それに伴いまして、新規認定者数や居宅介護サービス、介護予防サービス等が増加するものと見込まれますので、第9期計画においては、高齢者の社会参加による介護予防により一層力を入れて取り組んでまいります。

歳入では、被保険者数を5,606人と推計し、前年度より26人の減及び第9期計画の制度改正により、所得段階がこれまでの9段階から13段階になったことなどから、介護保険料総額は1.4%減、また国庫支出金等は、第9期計画におけるシミュレーション額及び保険給付費等に即した見込額により各項目において計上しているところでございます。

歳出では、保険給付費について、第9期計画におけるシミュレーションにより、居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、介護予防サービス等の増加により、1.2%の

増を見込んでおります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

まず、歳入であります。

1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計は23億9,962万円であります。前年度予算と比較して4,117万1,000円の増で、率にすると1.7%の増であります。

次に2ページ、歳出であります。1款総務費から6款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく23億9,962万円であります。財源内訳は、国県支出金が9億614万1,000円、その他の財源が6億822万5,000円、一般財源が8億8,525万4,000円であります。

3ページ以降は、詳細の説明となります。

まず、歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、第9期計画の制度改正で所得段階が13段階となり、また被保険者数を5,606人と算定し、4億2,588万円を見込んでおります。

2款1項手数料のうち、2目民生手数料60万円は、配食サービス事業の個人負担分の手数料であり、1回当たりの実費1,000円に対し300円のご負担をいただくこととなります。

次に、3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金3億8,555万5,000円は、保険給付費における国の負担割合を計上しております。

4ページをお開きください。

3款2項は国庫補助金であります。1目調整交付金は、市町村の財政力の格差等を調整し介護制度の保険運営を安定的にするための交付金で、1億4,403万9,000円を計上しております。

2目地域支援事業交付金2,792万3,000円は、歳出における介護予防事業、地域包括支援事業の国の負担割合分を交付金として計上しております。

3目事務費補助金116万円は、システム改修経費に係る補助金であります。補助率3分の2でございます。

4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金は、介護給付費適正化などの取組へのインセンティブ交付金であり、それぞれ152万4,000円、280万9,000円を計上しております。

4款1項支払基金交付金であります。

1目介護給付費交付金5億9,378万円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分を計上しております。

2目地域支援事業支援交付金1,444万4,000円は、国の交付金と同様、歳出における支払基金の負担割合分を交付金として計上しているものでございます。

5ページをご覧ください。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金3億2,917万4,000円と、5款2項県補助金、1目地域支援事業交付金1,395万7,000円につきましても、同じく県の負担割合分を計上したものでございます。

6 ページをお開きください。

7 款 1 項一般会計繰入金 3 億 6,276 万 5,000 円は、市町村の負担割合を一定のルールに基づき一般会計から繰り入れさせていただくものであり、特に 1 目介護給付費繰入金 2 億 7,489 万 3,000 円は、介護サービス給付費の支出増により前年度比 1.3%、357 万 1,000 円の増となります。

続いて、2 項基金繰入金 4,600 万円は、介護保険事業の安定した運営を確保するため取り崩すものでございます。

7 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目繰越金 5,000 万円は、国・県の介護給付費負担金が翌年度精算となるため、前年度と同額を計上するものでございます。

以下、存目の予算計上でございますので、省略をさせていただきます。

次に、歳出の説明に移ります。

9 ページをお開きください。

1 款 1 項は、総務管理費になります。職員 4 人分の人件費及び事務費を計上しており、人件費の減や第 9 期計画制度改正に伴うシステム改修費の増などにより、3,533 万 7,000 円を計上しております。

11 ページをお開きください。

1 款 2 項は、介護認定審査会費でございます。

1 目認定調査等費 793 万 5,000 円は、介護認定に必要な書類作成の役務費・委託料を計上しております。

同じく 2 目認定審査会共同設置負担金 595 万 9,000 円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の要介護認定事務負担金であります。

続いて、2 款は、歳出の 91.7% を占める保険給付費でございます。

2 款 1 項介護サービス等諸費でございますが、6 目までの合計が 20 億 2,134 万 9,000 円で、第 9 期介護保険事業計画を基に推計したところであります。

内訳といたしましては、1 目居宅介護サービス給付費は、利用者数の増を見込み 3,207 万 9,000 円の増、2 目地域密着型介護サービス給付費も同様に 4,317 万 4,000 円の増となり、3 目施設介護サービス費は、町内の特別養護老人ホームの増床に伴う入所者増を見込み推計し、9 億 8,539 万 3,000 円を計上しております。

12 ページをお開きください。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費でございますが、介護予防サービス等利用者が増となる見込みでありますことから、合計で 656 万 8,000 円増の 2,342 万 1,000 円の計上となっております。

13 ページをご覧ください。

2 款 3 項その他諸費 176 万 7,000 円は、国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

2 款 4 項高額介護サービス等費 4,831 万 1,000 円、14 ページの 2 款 5 項高額医療合算介護サービス等費 412 万 4,000 円についても、第 9 期介護保険事業計画を基に推計したとこ

ろであります。

続いて、2款6項市町村特別給付費100万円は、在宅の寝たきり高齢者を支援するため、介護用品の給付をするための事業費であります。

2款7項1目特定入所者介護サービス費1億14万円についても、第9期の介護保険事業計画を基に推計をしております。

15ページをご覧ください。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費であります。こちらについても、介護保険事業計画を基に、主に要支援者に対するサービスなどで4,736万8,000円を計上しております。

16ページをご覧ください。

3款2項は、一般介護予防事業費でございます。こちらは、従来の一次予防事業を中心に、対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うことで、572万4,000円を計上しております。

17ページをご覧ください。

3款3項は、包括的支援事業等費・任意事業費であります。地域包括支援センターの委託経費であり、1目の総合相談費から3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費までを46万8,000円増の944万6,000円を計上しております。

18ページをお開きください。

4目任意事業費476万6,000円は、配食サービス、成年後見制度利用支援事業等に係る経費でございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケア実現のために、医療と介護の相互理解や情報共有を行うことを目的に、722万6,000円を計上しております。

19ページをご覧ください。

6目生活支援体制整備事業費は、地域住民、高齢者、ボランティア等担い手体制の整備を目的とし、生活支援コーディネーター業務を委託し、事業全般として778万4,000円を計上しております。

7目認知症総合支援事業は、認知症への総合的な支援のため相談員を設置し、事業全体で855万9,000円を計上しております。

20ページをお開きください。

8目地域ケア会議推進事業は、高齢者の自立支援のケアマネジメントや地域課題把握、地域資源発掘のための費用で61万1,000円、ケア会議専門職への報酬などが主なものとなります。

21ページをご覧ください。

3款4項その他諸費15万2,000円は、介護予防分の国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

同じく5項高額介護予防費相当事業8万4,000円は、介護事業計画の推計額、同じく6項高額医療合算介護予防相当事業18万1,000円は、前々年度実績額により計上しております。

22ページをお開きください。

4款1項1目償還金43万4,000円は、過年度保険料の還付金を計上しております。

5款基金積立金は存目計上、6款予備費は5,781万8,000円の計上となります。

26ページから35ページまでは、介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等でありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

続きまして、議案16号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,234万2,000円としたいというものであります。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

それでは、先に、後期高齢者医療特別会計の概要をご説明申し上げます。

保険料率は、2年ごとに見直すことが高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、令和6年度は改定初年度となり、保険料は均等割額4万5,900円、所得割率は8.98%であります。

算出の基礎となります被保険者数は、対前年度比1人増の3,235人を見込んでおります。また、保険料改定により均等割額が1,600円の増、所得割率が0.5ポイントの増となったことにより、保険料総額は前年度比増となる見込みであります。

次に、詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

まず、歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、歳入合計は2億2,234万2,000円であります。前年度予算と比較して1,300万9,000円の増であります。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款総務費から4款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく2億2,234万2,000円であります。財源内訳は、その他特定財源が75万円、一般財源が2億2,159万2,000円であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

まず、歳入であります。

1款1項1目後期高齢者医療保険料であります。被保険者数を3,235人と推計し、保険料の改定により保険料総額は前年度比1,390万8,000円増の1億5,747万1,000円を見込んでおります。

3款1項は、一般会計繰入金であります。

1目事務費繰入金は、事務費につきまして一般会計から繰り入れるものであり、人件費等で311万8,000円の減となります。

同じく 2 目保険基盤安定繰入金になります。低所得者に係る保険料の減額分と、元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減による減額分について一般会計から繰り入れるものであり、県負担分 4 分の 3、町負担分 4 分の 1 となります。

以下は存目の予算計上でございますので、省略をさせていただきます。

次に、歳出であります。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項は総務管理費で、事務費等の計上となります。歳入と同様に人件費の減により、311万8,000円の減となります。

7 ページをご覧ください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 2 億1,413万1,000円は、歳入予算の保険料、繰越金及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を県の後期高齢者医療広域連合に納付するための予算であります。

3 款 1 項 1 目保険料還付金70万円は、過年度保険料の還付金を計上しております。

9 ページから16ページまでは、後期高齢者医療業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等でありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第17号から議案第19号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第17号「令和 6 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,849万5,000円にしたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第 2 条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、建物移転等の補償費、道路築造工事費等を計上いたしました。

1 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

「第2表 地方債」であります。

公共事業等債は借入限度額を4,690万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款国庫支出金から 5 款町債まで、歳入合計 1 億9,849万5,000円、前年度比2,695万1,000円の減であります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款事業費から 2 款公債費まで、歳出合計 1 億9,849万5,000円でありまして、その財源内訳は、国庫支出金5,883万円、地方債4,690万円、その他特定財源といたしまして123万2,000円、一般財源9,153万3,000円となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金5,883万円は、前年度比1,272万円の減であります。

2 款 1 項 1 目不動産売払収入121万4,000円は、前年度比186万8,000円の減であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の歳入合計に対し不足する場合に繰り入れるものでありまして、9,153万3,000円を計上いたしました。

4 款 1 項 1 目預金利子から 4 ページ 4 款 2 項 1 目雑入までは、存目であります。

5 款 1 項 1 目土木債4,690万円は、前年度比1,020万円の減であります。これは、補助対象事業費の減によるものであります。

5 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費 1 億4,663万円は、前年度比2,245万6,000円の減であります。

1 節報酬は、土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬であります。

2 節給料から 4 節共済費までは、職員 1 名分の人件費を計上しております。

10 節需要費 4 万7,000円は、積算資料等の費用を計上しております。

12 節委託料1,787万3,000円は、建物等調査算定業務、町管理地の除草等維持管理費、画地確定測設業務及び幹線排水路測量設計業務に要する委託料を計上したものであります。

6 ページをお開きください。

14 節工事請負費3,491万9,000円は、区画道路築造工事及び仮換地造成工事等を計上いたしました。

18 節負担金補助及び交付金633万7,000円は、道路築造工事に伴う水道管布設に係る負担金を計上しております。

21節補償補填及び賠償金8,086万7,000円は、建物移転等3戸4棟の補償費及び農業休止補償等であります。

2款1項1目元金は4,995万3,000円、2目利子は191万2,000円でありまして、これとともに償還計画によるものであります。

7ページから14ページまでは給与費明細書であります。

15ページをご覧ください。

地方債に関する調書であります。令和6年度末残高は3億9,316万6,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第18号「令和6年度会津坂下町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町の水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、業務の予定量でありまして、給水戸数を5,551戸、給水人口を1万3,734人、年間配水量を172万9,000立方メートル、一日平均配水量を4,736立方メートルにそれぞれ予定したいというものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益を4億9,921万4,000円、支出につきましては、第1款水道事業費用を4億7,558万6,000円と予定したいというものであります。

次ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入を1億6,678万9,000円、支出につきましては、第1款資本的支出を2億6,392万2,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,713万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金8,179万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,533万6,000円で補填するものであります。

第5条は企業債でありまして、上水道施設整備事業債として起債限度額を1億1,980万円と定めたいというものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は職員給与費の3,533万4,000円であります。

第8条は、他会計からの補助金でありまして、水道事業助成のための補助金額は4,820万9,000円であります。

第9条は、たな卸資産購入限度額でありまして、限度額を537万1,000円に定めたいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは予算の実施

計画であります。これにつきましては、17ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、貸借対照表上の令和5年度末現金預金残高8億4,864万8,812円と予定しており、資金期末残高は、令和6年度末現金預金残高8億7,664万9,582円と予定したいというものであります。

4ページをお開きください。

令和5年度予定損益計算書であります。

次の5ページには令和5年度予定貸借対照表を、6ページには令和6年度予定貸借対照表を記載してございます。

7ページから13ページまでは、給与費明細書であります。

次に、14から16ページは、注記表であります。

次に、17ページをお開きください。

予算明細書であります。

その主なものについてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、1款1項1目給水収益の本年度予定額は3億8,575万円で、前年度比3,358万3,000円の減であります。これは1節水道使用料でありまして、令和5年度実績見込額から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施される水道基本料金の減免分を控除し計上したものであります。なお、水道基本料金の減免は3か月分であります。

2目受託工事収益の本年度予定額は130万6,000円で、前年度131万5,000円の減であります。これは、坂下東第一土地区画整理地内の区画道路9－8号線及び6－18号線の給水管布設工事等を計上したものであります。

3目その他の営業収益の本年度予定額は551万3,000円で、前年度比49万7,000円の減であります。

4節雑収益の275万3,000円は、下水道事業会計からの使用料徴収経費負担金などを計上したものであります。

18ページをご覧ください。

2項2目他会計補助金の本年度予定額は4,960万9,000円で、前年度4,077万2,000円の増であります。これは、水道基本料金の3か月分減免に対する一般会計からの補助、企業債元利償還金に対する坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計からの補助などを計上したものであります。

3目雑収益の本年度予定額は330万2,000円で、前年度比117万3,000円の増であります。これは、令和6年度一斉交換対象水道メーターの取替差益分の増、不用水道メーター売却単価の増を見込んだことによるものであります。

4目長期前受金戻入の本年度予定額は5,314万2,000円で、前年度比265万6,000円の増

であります。これは現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化するものであります。

8 目消費税及び地方消費税還付金の本年度予定額は53万3,000円で、前年度比15万1,000円の減であります。収入・支出の予算計上額を基に試算した結果、還付になる見込みとなりました。

3 項 2 目過年度損益修正益は、存目計上であります。

19ページをお開きください。

収益的支出であります。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の本年度予定額は1億8,946万5,000円で、前年度比40万2,000円の減であります。主なものとしまして、24節動力費86万4,000円で、令和5年度実績見込額から試算し35万円の減、31節受水費1億8,716万5,000円で、これは会津若松地方広域市町村圏整備組合からの受水費用でありまして、令和5年度実績見込量を基に算出し、99万円の減となりました。

2 目配水及び給水費の本年度予定額は5,099万4,000円で、前年度比172万3,000円の増であります。

20ページをご覧ください。

17節委託料は2,341万1,000円であります。

主なものとしまして、メーター取替は、一斉交換対象メーターの個数増により、293万5,000円増の656万1,000円であります。

また、管路管理システムは、保守費用として66万円、廃棄処分は、塩ビ管・ポリ管の処分費用として72万2,000円を計上しております。

20節修繕費1,377万6,000円は、主なものとしまして、給水管等漏水修理及び一斉交換対象メーターに係る経費を計上いたしました。前年度比331万7,000円の増であります。48節工事請負費は、下水道事業施工区域内の町道北裏通り線配水管布設替工事に伴う給水管布設替工事費であります。

21ページをお開きください。

3 目受託工事費の本年度予定額は130万6,000円で、前年度比131万5,000円の減であります。

4 目総係費の本年度予定額は6,705万4,000円で、前年度比680万9,000円の増であります。

1 節給料から22ページ 6 節賞与引当金繰入額までは、職員4名分及び会計年度任用職員2名分の職員給与費であります。

22ページをご覧ください。

14節印刷製本費173万5,000円は、水道事業100周年記念冊子、水道使用料の納付書及び検針における感熱ロール紙等を計上しております。

15節通信運搬費257万8,000円は、水道施設の電話料と納付書発送等の郵便料であります。

23ページをご覧ください。

17節委託料1,690万7,000円は、水道事業100周年式典業務、水道検針業務及び水道業務システムの保守費用等であります。

19節賃借料508万円は、水道料金システム及び水道用ハンディターミナル機器の賃借料等であります。

24ページをご覧ください。

5目減価償却費の本年度予定額は1億4,797万4,000円で、前年度比151万2,000円の増であります。主なものは、配水管等の構築物が1億3,979万5,000円、機械及び装置が569万8,000円であります。

6目資産減耗費の本年度予定額は742万6,000円で、前年度比517万5,000円の増であります。これは、配水管布設替えなどに伴う減価償却費として、費用化されない額を計上したものであります。

2項1目支払利息の本年度予定額は619万1,000円で、前年度比21万5,000円の減であります。企業債元金償還に伴う企業債利息であります。

2目雑支出の本年度予定額は316万5,000円で、前年度比13万1,000円の増であります。これは、令和6年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの評価額などを計上したことによるものであります。

3項1目過年度損益修正損は、存目計上であります。

25ページをお開きください。

資本的収入であります。

1款1項1目企業債の本年度予定額は1億1,980万円であります。これは、水道施設等耐震化事業、坂下東第一土地区画整理地内や下水道事業施工区域内における配水管布設工事及び中央配水場電気・計装盤更新工事に対する起債であります。

3項1目他会計負担金の本年度予定額は2,753万9,000円で、前年度比961万5,000円の増となります。これは、新館地内に令和5年度に設置した消火栓に伴う舗装復旧工事に係る一般会計負担金353万9,000円、下水道事業施工区域内の配水管布設替工事に係る下水道事業会計負担金2,400万円であります。

5項1目寄附金は、前年度同額の25万円を計上いたしました。

6項1目国庫補助金1,919万9,000円は、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

7項1目その他収入は、存目計上であります。

26ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款1項2目メーター費の本年度予定額は5万4,000円でありまして、新規取付け見込みを計上したものであります。

3目固定資産購入費の本年度予定額は9,327万2,000円で、前年度比4,477万円の減であります。主なものとしまして、3節構築物の配水管布設替等工事で2,918万9,000円、漏水解析調査等業務委託954万3,000円、ミストポール設置工事550万円、4節機械及び装置中央配水場電気計装盤更新3,377万円などを計上したものであります。

27ページをお開きください。

4目消防施設費の本年度予定額は353万9,000円で、新館地内に令和5年度に設置した消火栓に伴う舗装復旧工事を計上したものであります。

5目負担金の本年度予定額は1億1,771万3,000円で、管路DB整備事業に係る下水道事業会計への負担金を計上したものであります。

6目リース債務支払額の本年度予定額は49万2,000円で、水道事業公用車リース代金を計上したものであります。

2項1目企業債償還金の本年度予定額は4,835万1,000円で、企業債元金償還金を計上したものであります。

28ページをご覧ください。

実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的收入4億9,921万4,000円、収益的支出4億7,558万6,000円で、差引税込当期純利益は2,362万8,000円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,533万6,000円と、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税48万8,000円を差し引いた税抜当期純利益を780万4,000円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的收入1億6,678万9,000円、資本的支出2億6,392万2,000円で、差引き9,713万3,000円が不足いたします。その不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金8,179万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,533万6,000円で補填したいというものであります。

補填の財源の明細につきましては、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、業務の予定量でありまして、処理区域内戸数を3,012戸、処理区域内人口を7,149人、年間排水量を42万6,069立方メートル、1日平均排水量を1,167立方メートルにそれぞれ予定したいというものであります。

第3条は、収益的收入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

なお、営業費用中公営企業会計支援等業務委託253万円の財源に充てるため、企業債250万円を借り入れ、営業運転資金に充てるため、長期借入金1億5,000万円を借り入れたいというものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益を5億4,139万円、支出につきましては、第1款下水道事業費用を5億1,014万7,000円と予定したいというものであります。

次ページをお開きください。

第4条は、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款資本的收入を4億2,755万7,000円、支出につきましては、

第1款資本的支出を5億5,450万5,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,694万8,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,784万9,000円、引継現金699万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,190万円、利益剰余金1,020万3,000円で補填したいというものであります。

第4条の2は、地方公営企業法施行令第4条第4項による特例的収入及び支出の予定額を当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金を、それぞれ1,324万円、2,023万7,000円とするものであります。

なお、3月末の打切決算においてこれらの金額が確定したときは、令和6年第3回定例会で補正予算を上程したいと考えております。

第5条は、債務負担行為でありまして、下水道事業特別会計時に設定した事業について、地方公営企業法適用に伴うことにより再掲するものであります。

なお、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

第6条は、企業債でありまして、公共下水道整備事業債として起債限度額を2億710万円、次のページに移りまして下水道事業債（特別措置分）550万円、資本費平準化債（公共下水道事業）3,220万円、同じく農業集落排水事業1,350万円、公営企業会計適用債250万円と定めたいというものであります。

第7条は、一時借入金でありまして、借入限度額を8,500万円としたいというものであります。借入限度額は、9月と3月の元利償還金相当額を基に設定いたしました。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の2,752万7,000円であります。

第10条は、他会計からの補助金でありまして、地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金として、一般会計からの補助金額6,880万8,000円を計上しております。

第11条は、利益剰余金の処分でありまして、資本的収支不足額に対する補填財源として、当年度利益剰余金のうち1,020万3,000円を処分したいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは予算の実施計画であります。これにつきましては、15ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、予定開始貸借対照表上の現金預金残高699万6,000円と予定しており、資金期末残高は、1億3,769万9,320円を予定しております。

4ページをご覧ください。

令和6年度予定開始貸借対照表であります。令和6年4月1日時点における資産、負

債及び資本を記載しております。

5 ページをお開きください。

令和6年度予定貸借対照表であります。令和7年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

6 ページから10ページまでは給与費明細事項を記載しております。

なお、地方公営企業法適用初年度のため、本年度の欄のみ記載しております。

11ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でありまして、記載のとおりであります。

12ページから14ページまでは注記表でありまして、14ページに公共下水道事業及び農業集落排水事業ごとの営業収益等について記載してございます。

次に15ページをご覧ください。

予算明細書であります。

その主なものについてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、1 款 1 項 1 目下水道使用料の本年度予定額9,063万7,000円でありまして、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の令和5年度実績見込額を基に計上したものであります。

2 目他会計負担金の本年度予定額は1,271万9,000円でありまして、分流式汚水分に地方財政計画ベースの污水公費負担率を乗じて算出した額を、雨水処理に要する経費として、一般会計からの負担金として繰り入れるものであります。

なお、公共下水道事業分は1,008万8,000円、農業集落排水事業分は263万1,000円であります。

3 目受託工事収益の本年度予定額 1 億1,771万3,000円は、管路DB整備事業に伴う水道事業からの負担金を計上したものであります。

4 目その他の営業収益の本年度予定額は37万5,000円であります。

2 節手数料22万円は指定業者登録手数料、3 節雑収益15万5,000円は、農業集落排水事業における維持管理共同化事務費を計上したものであります。

2 項 2 目他会計補助金の本年度予定額 1 億4,018万2,000円は、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費のほか、使用料で賄えない維持管理費等を一般会計からの補助金として繰り入れるものであります。

3 目補助金の本年度予定額500万円は、ストックマネジメント計画策定業務委託に係る財源として、防災・安全社会資本整備交付金を計上しております。なお、補助率は2分の1であります。

4 目長期前受金戻入の本年度予定額 1 億4,601万6,000円は、現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

16ページをご覧ください。

5 目消費税及び地方消費税還付金の本年度予定額1,178万円は、収入・支出の予算計上額を基に試算した結果、課税売上げに係る消費税より課税仕入れに係る消費税が多く

なる見込みとなったことによるものであります。

3 項 3 目その他特別利益の本年度予定額1,686万1,000円は、令和 5 年度分下水道事業特別会計における消費税及び地方消費税還付額であります。

17ページをお開きください。

収益的支出であります。

1 款 1 項 1 目管渠費の本年度予定額は553万9,000円であります。

主なものとしまして、17節委託料377万4,000円は、マンホールポンプ場維持管理業務等であります。

2 目処理場費の本年度予定額は8,676万9,000円であります。1 節給料から 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 1 名分の職員給与費であります。

18ページをご覧ください。

17節委託料5,942万3,000円は、各浄化センターの維持管理費などを計上したものであります。

なお、浄化センターの維持管理につきましては、本町と同じ処理方式を取る金山町、昭和村との広域連携による共同発注により、経費の削減に努めているところであります。

18節手数料49万1,000円は、汚泥処分に係る運搬費等を計上したものであります。

20節修繕費246万4,000円は、各浄化センターの修繕費を計上したものであります。

24節動力費1,515万8,000円は、各浄化センターの電力料であります。

29節負担金182万4,000円は、真木・津尻処理区処理場の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への負担金であります。

19ページをお開きください。

3 目受託工事費の本年度予定額は 1 億1,771万3,000円でありまして、管路 D B 整備事業による配水管布設替工事設計委託及び工事であります。

4 目業務費は、下水道等使用料徴収業務に要する費用を計上しておりまして、本年度予定額は303万8,000円であります。

17節委託料は、水道事業会計への使用料徴収経費負担金を計上したものであります。

5 目総係費の本年度予定額は、1,735万4,000円であります。

17節委託料は、基幹業務システム保守点検業務委託、公営企業会計支援等業務委託、公営企業会計システムサービス利用料等を計上しております。

20ページをご覧ください。

6 目減価償却費の本年度予定額は 2 億3,791万6,000円で、内訳としまして、公共下水道事業の固定資産に対する減価償却費が 1 億7,914万4,000円、農業集落排水事業の固定資産に対する減価償却費が5,877万2,000円であります。

2 項 1 目支払利息の本年度予定額は3,540万3,000円でありまして、企業債利息、一時借入金利息を計上しております。

3 項 5 目その他特別損失の本年度予定額は441万5,000円でありまして、前年度賞与引当金繰入額、過年度貸倒引当金繰入額及び令和 5 年度分農業集落排水事業特別会計における消費税及び地方消費税納付額を計上しております。

21ページをお開きください。

資本的収入であります。

1 款 1 項 1 目企業債の本年度予定額は 2 億 5,830 万円でありまして、公共下水道整備事業債、下水道事業債及び資本費平準化債を計上しております。

3 項 1 目他会計負担金の本年度予定額は 84 万 5,000 円で、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目事務費、2 節手当の児童手当及び 2 項 1 目企業債償還金に対する一般会計からの負担金であります。

同じく、2 目受益者負担金の本年度予定額は 990 万 2,000 円であります。

6 項 1 目国庫補助金の本年度予定額は、1 億 5,500 万円であります。補助率は 2 分の 1 であります。

同じく 2 目県補助金の本年度予定額は 351 万円であります。補助率は 5 % であります。

22ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1 款 1 項 1 目事務費の本年度予定額は 2,467 万 4,000 円であります。

1 節給料から 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 3 名分の職員給与費であります。

9 節報償費 64 万 3,000 円は、新規賦課区域の受益者負担金前納報奨金を計上しております。

23ページをお開きください。

19 節賃借料 158 万 8,000 円は、コンピュータ支援設計ライセンス使用料、設計積算システム利用料及び受益者負担金システム賃借料等を計上したものであります。

2 目管渠整備事業費の本年度予定額は 3 億 8,120 万円であります。

17 節委託料 4,080 万円は、坂下西、坂下中央処理区の管渠埋設工事等に係る実施設計費や汚水処理構想改定業務、下水道統廃合検討業務委託費を計上したものであります。

28 節補償金 2,400 万円は、管渠埋設工事に支障となる水道管等の移設補償費を計上したものであります。

48 節工事請負費 3 億 1,640 万円は、県道会津坂下・会津高田線管路 D B 整備事業及び坂下西、坂下東、坂下中央処理区における管渠埋設工事や舗装復旧工事に係る工事請負費を計上したものであります。

5 目処理場改良事業費の本年度予定額は 1,594 万 7,000 円で、処理場の監視通報装置更新費用を計上したものであります。

24ページをご覧ください。

2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は 1 億 3,199 万 9,000 円で、企業債元金償還額を計上したものであります。そのうち公共下水道事業は 9,879 万円、農業集落排水事業は 3,320 万 9,000 円を計上しております。

25ページをお開きください。

実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入 5 億 4,139 万円、収益的支出 5 億 1,014 万 7,000 円で、差引税込当期純利益は 3,124 万 3,000 円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調

整額1,784万9,000円を差し引いた税抜当期純利益を1,339万4,000円と見込んだところがあります。

(2) 資本的収支では、資本的収入4億2,755万7,000円、資本的支出5億5,450万5,000円で、差引き1億2,694万8,000円が不足いたします。その不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,784万9,000円、引継現金699万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,190万円、利益剰余金1,020万3,000円で補填したいというものであります。

なお、補填財源の明細につきましては、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後3時29分）

再開を3時40分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後3時40分）

◎議案第5号の説明

◎議長（水野孝一君）

次に、先ほど説明のありました議案第5号「会津坂下町一時保育に関する条例」につきまして、要約的な説明でありましたので、詳細について再度説明を求めます。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議案第5号「会津坂下町一時保育に関する条例」について、改めてご説明いたします。

この条例は、子供を保育施設に預けずに家庭で育児している方や出産などのため里帰りしている方が、突発的な事情などにより家庭での育児が困難となった場合に、一時的に子供をばんげ保育所に預けられるようにすることで、育児への不安の軽減や子育て支援の拡充を図るため、必要な事項を規定しようとするものです。

第1条は、目的であります。

この条例は、家庭で育児している保護者が、傷病、災害、介護、出産その他の事由により一時的に家庭での育児が困難となった場合に、一時保育を実施することにより子育てを支援し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とするものです。

第2条は、実施場所です。

一時保育は会津坂下町立ばんげ保育所で実施するというものです。

第3条は、対象児童です。

一時保育の対象となる児童は、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない児童で、本事業の利用日現在において生後6か月からその年の4月2日以降翌年4月1日の間に3歳に達する児童のうち、次の号のいずれかに該当し、町長が家庭での育児が困難と認めたものとし、第1号としまして、本町に住所を有し、かつ居住しており、保育所その他の保育施設に入所していない児童、第2号として、祖父母が本町に住所を有し、かつ居住している世帯に、保護者と一時的に本町に居住する児童とするものです。

第4条は、利用申請であります。

一時保育を利用しようとする保護者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に利用の申請をしなければならないとするものです。

第5条は、利用決定であります。

町長は、前条の申請があったときは、速やかに実態を調査の上、利用の可否を決定し、その旨を保護者に通知するというものです。

第6条は、一時保育料についてであります。

次の2ページをご覧ください。

一時保育を利用した児童の保護者は、次の号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める一時保育料を納めなければならないこととし、第1号としまして、1日の利用時間が4時間以下の場合750円、第2号とし、1日の利用時間が4時間を超える場合1,500円といたします。

同条第2項、同一世帯において同日に一時保育を利用した児童が複数人いる場合は、2人目以降の一時保育料の額は半額とするというものです。

第7条は、一時保育料の減免についてであります。

町長は、災害その他特別の事由により納入することができないと認めるときは、前条に規定する一時保育料を減額し、または免除することができることとするものです。

第8条は、利用決定の取消しについてであります。

町長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を停止し、または利用の決定を取り消すことができることとし、第1号としまして、対象児童が一時保育事業の利用対象でなくなったとき、第2号として、対象児童が傷病その他の理由により、一時保育事業による保育が不適当となったとき、第3号として、保育所の指示に従わないとき、第4号として、利用の目的に違反したとき、第5号として、この条例またはこれに基づく規則に違反したとき、第6条として、災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき、第7号として、前6号のほか町長が特に必要があると認めたときとするものです。

第9条は、委任についてであります。

この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めとするものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するとするものです。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第8「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る2月15日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

請願番号第1号、受理年月日令和6年2月2日、件名「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」。請願者住所氏名、福島県会津坂下町字市中三番甲3662、日本労働組合総連合会、福島県連合会両沼地区連合会議長、檜山洋明。紹介議員、小畑博司。

◎議長（水野孝一君）

請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、請願の趣旨を説明させていただきます。

早くも春闘賃金引上げ交渉妥結のニュースが報道されております。某自動車関連では、月額2万円、一時金7か月の要求に対し満額回答とのことですが、県内においては、ご存じのように昨年の最低賃金は900円で、全国平均比較では時給104円の格差となっております。

また、昨年定められた最低賃金についても、経営者の一部からは、価格を転嫁できないことから難色を示しているのが現実であります。

令和5年春闘の結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢、人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金で働く者の生活はより厳しい状況も続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課

題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となっています。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など、雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積する中、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は、重要な政策でもあります。

つきましては、賃金の経済政策となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定によりまして、政府関係機関並びに福島労働局長に対し意見書を提出していただきますようお願いするものであります。

請願事項は5点でございます。

1として、福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。特に国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の新しい資本主義実現会議において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

2として、中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。

三つ目として、最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

四つ目として、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

最後に、最低賃金の改定額を踏まえ、県の公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

以上をぜひとも皆様方の全員一致での賛成によって意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

この請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎予算特別委員会の設置について

◎議長（水野孝一君）

日程第9「予算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第13号「令和6年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件については、委員会条例第5条の規定により、14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号「令和6年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件については、14人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

1番、目黒克博君。2番、蓮沼文明君。3番、物江政博君。4番、赤城大地君。5番、横山智代君。6番、渡部正司君。7番、佐藤宗太君。8番、山口 享君。9番、青木美貴子君。10番、渡部順子君。11番、五十嵐一夫君。12番、酒井育子君。13番、小畑博司君。14番、水野孝一君。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、14人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました14人を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて委員長との互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告

知をいたします。

本日、本会議散会后、大会議室において予算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12番酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

3月23日から25日までは、休会であります。

3月26日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、2月8日の正午に通告を締め切っており、議員9名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月22日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員